

平成 2 6 年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書

平成 2 7 年 8 月

宮崎市

目 次

I	情報公開制度の概要	1
1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	不服申立てに関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7
II	情報公開制度の運用状況	8
1	利用状況	8
2	公開請求の状況	8
3	不服申立ての状況	1 2
4	情報提供の状況	1 2
III	個人情報保護制度の概要	1 3
1	個人情報保護制度の意義	1 3
2	個人情報保護制度の概要	1 3
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	1 7
4	不服申立てに関する事務の流れ	1 8
5	個人情報保護制度導入までの経過	1 9
IV	個人情報保護制度の運用状況	2 0
1	開示請求等の件数及びその処理状況	2 0
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	2 0
3	不開示理由の適用状況	2 1
4	不服申立ての状況	2 1
5	事務の届出状況	2 2
V	資料	2 3
1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成 2 6 年度）	2 3
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成 2 6 年度）	8 3
3	情報公開関係例規	8 8
4	個人情報保護関係例規	1 0 1

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることになります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限りとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続きの確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続きは、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 不服申立て

請求の決定について、不服申立てがあった場合には、実施機関は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとします。

なお、不服申立ての受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、不服申立てや行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

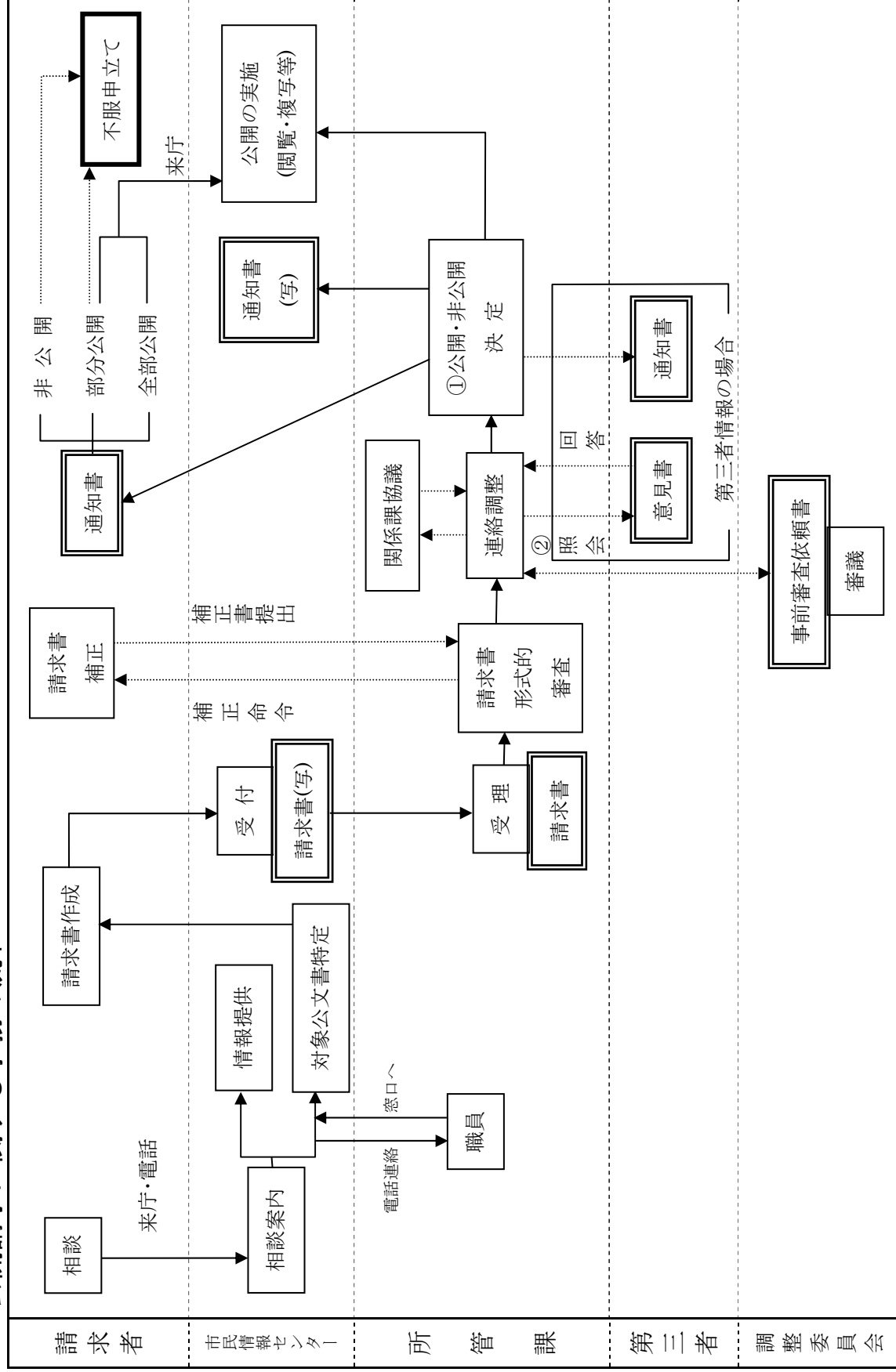
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

3 公開請求に関する事務の流れ

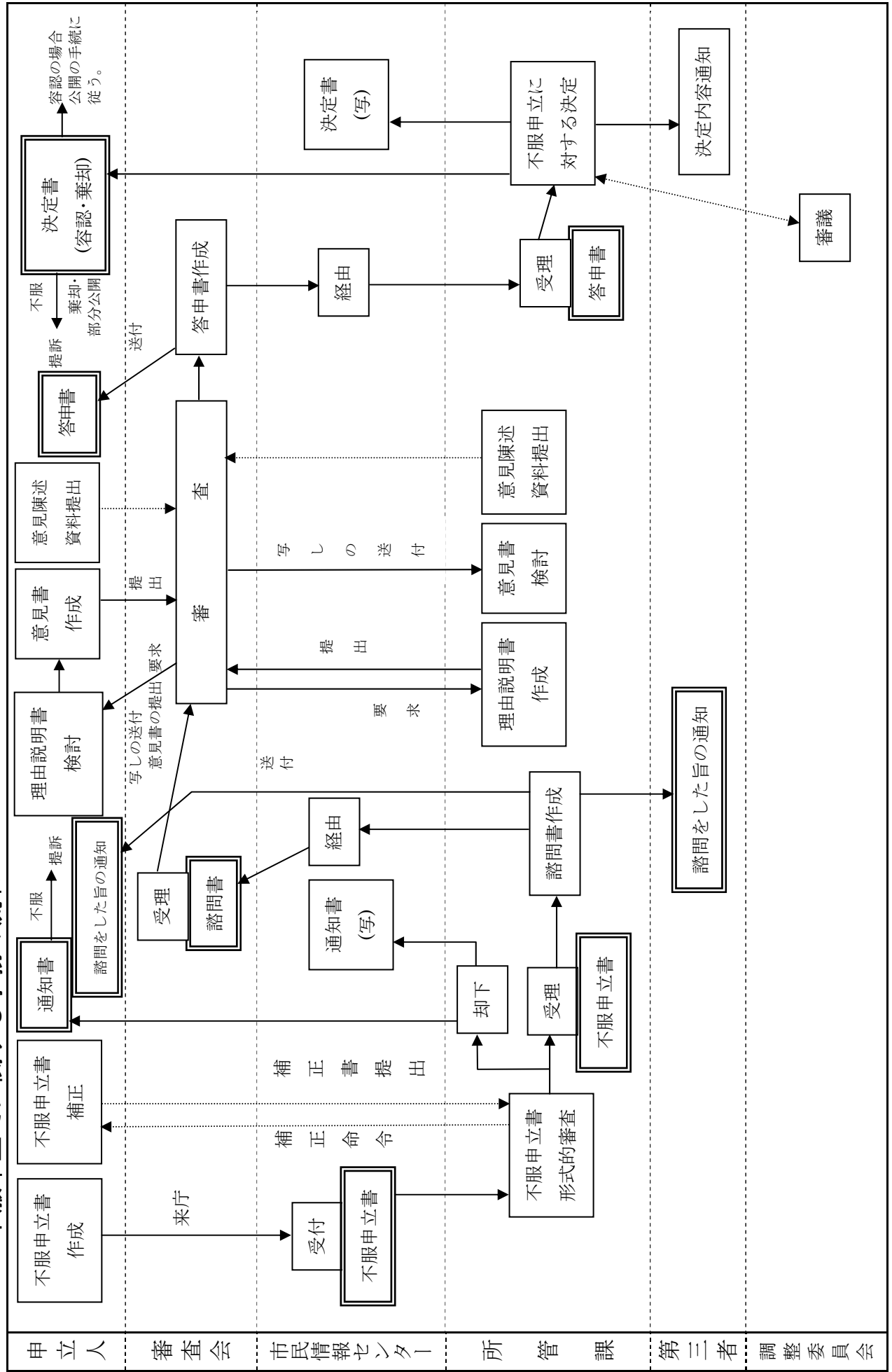


※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 不服申立てに関する事務の流れ



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、 庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 利用状況

宮崎市の情報公開制度は、平成11年7月1日、市民情報センターを開設し、制度としてスタートしました。

市では、市民情報センターにおいて公文書の公開請求の相談や受付、案内を行うほか国、県および本市が発行した行政資料等を備え、情報の提供に努めています。

表1 利用状況

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
公文書公開請求（申出）件数	637	709	632
うち写しの交付件数	557	662	564

2 公開請求の状況

(1) 請求件数

平成26年度における公文書公開請求（申出）件数は637件です。

公開請求の主な内容は、契約に関する公文書、建築計画に関する公文書などとなっています。

表2 公開請求（申出）件数

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
公開請求	473	556	471
公開申出	164	153	161
合計	637	709	632

(2) 公開請求（申出）に対する処理状況

平成26年度における公開請求に対する処理内容は、次のとおりです。

なお、公開請求（申出）に対する公開度の目安となる公開率は、97.3%です。

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開} + \text{部分公開}}{\text{公開} + \text{部分公開} + \text{非公開（不存在含む）}} \times 100$$

表3 公開請求の処理状況

	平成26年度			平成25年度			平成24年度		
	請求	申出	合計	請求	申出	合計	請求	申出	合計
公開	304	40	344	323	35	358	242	50	292
部分公開	146	117	263	215	110	325	202	107	309
非公開	14	3	17	12	6	18	19	1	20
うち不存在	11	2	13	12	5	17	12	1	13
取下げ	9	4	13	6	2	8	8	3	11
合計	473	164	637	556	153	709	471	161	632

(3) 公開請求(申出)に対する処理状況

平成26年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表4 平成26年度 実施機関別請求(申出)件数および処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	468	73.5%	請求	183	118	11	8	7	319	0
			申出	28	114	3	2	4	149	0
			計	211	232	14	10	11	468	0
教育委員会	47	7.4%	請求	33	8	2	0	0	43	0
			申出	4	0	0	0	0	4	0
			計	35	8	2	0	0	47	0
選挙管理委員会	2	0.3%	請求	1	0	0	0	0	1	0
			申出	0	1	0	0	0	1	0
			計	1	1	0	0	0	2	0
農業委員会	3	0.5%	請求	0	0	1	1	1	2	0
			申出	1	0	0	0	0	1	0
			計	1	0	1	1	1	3	0
上下水道事業管理者	104	16.3%	請求	86	12	0	0	1	99	0
			申出	4	1	0	0	0	5	0
			計	90	13	0	0	1	104	0
消防長	12	1.9%	請求	1	7	0	0	0	8	0
			申出	3	1	0	0	0	4	0
			計	4	8	0	0	0	12	0

議会	1	0.2%	請求	0	1	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	1	0	0	0	1	0
計	637	100.0%	請求	304	146	14	11	9	473	0
			申出	40	117	3	2	4	164	0
			計	344	263	17	13	13	637	0

※公平委員会、監査事務局、固定資産評価審査委員会はなし。

(4) 請求者の内訳

平成26年度における公文書公開請求（申出）者の内訳は、次のとおりです。

表5 平成26年度 請求（申出）者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	121	25.6%	11	6.7%	132	20.7%
市内に事務所等を有する者	348	73.6%	5	3.0%	353	55.4%
市内の事務所等に勤務する者	2	0.4%	0	0.0%	2	0.3%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の申出	2	0.4%	148	90.2%	150	23.5%
合計	473	100.0%	164	100.0%	637	100.0%

(5) 非公開理由の適用状況

非公開（部分公開を含む。）となった事案の理由別内訳は、表6のとおりです。（公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開となった340件の内訳）

表6 平成26年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	7	2.1%
条例第7条第2号 個人情報／個人に関する情報	135	39.7%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報／法人等に関する情報	113	33.2%
条例第7条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	8	2.4%
条例第7条第5号 意思形成過程情報／審議、検討又は協議に関する情報	0	0.0%
条例第7条第6号 事務事業執行情報／事務事業執行情報	64	18.8%
条例第7条第7号 国等協力関係情報／－	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	0	0.0%
不存在（一部不存在含む）	13	3.8%
合計	340	100.0%

注）1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

3 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

平成26年度においては、不服申立てはありませんでした。

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれが一層深刻なものとなってきました。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を実確かつ速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べるこ

とができます。

(13) 是正の申出

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用及び提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の取扱いに是正の申出をすることができます。

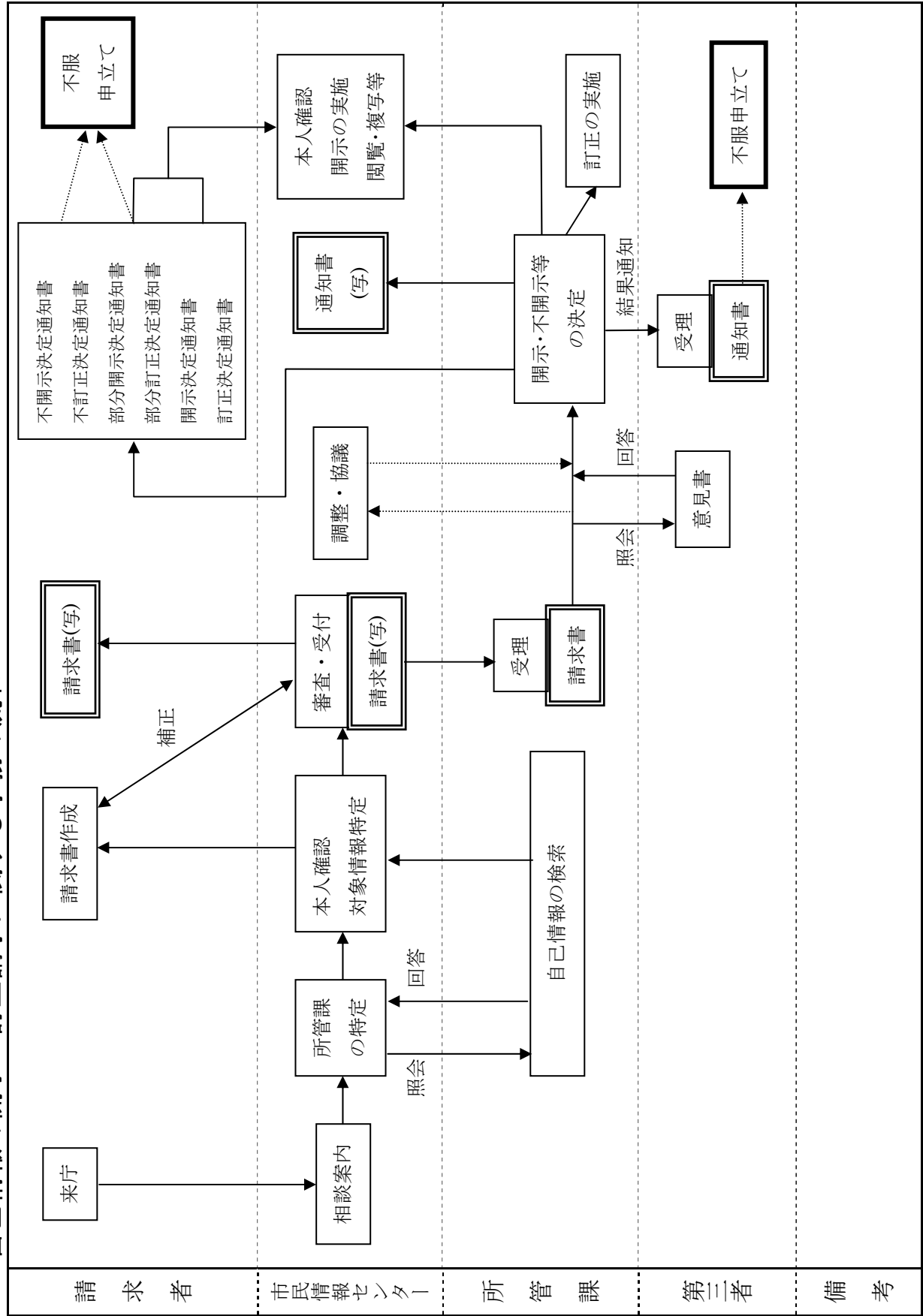
イ 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出に対する処理を行わなければなりません。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

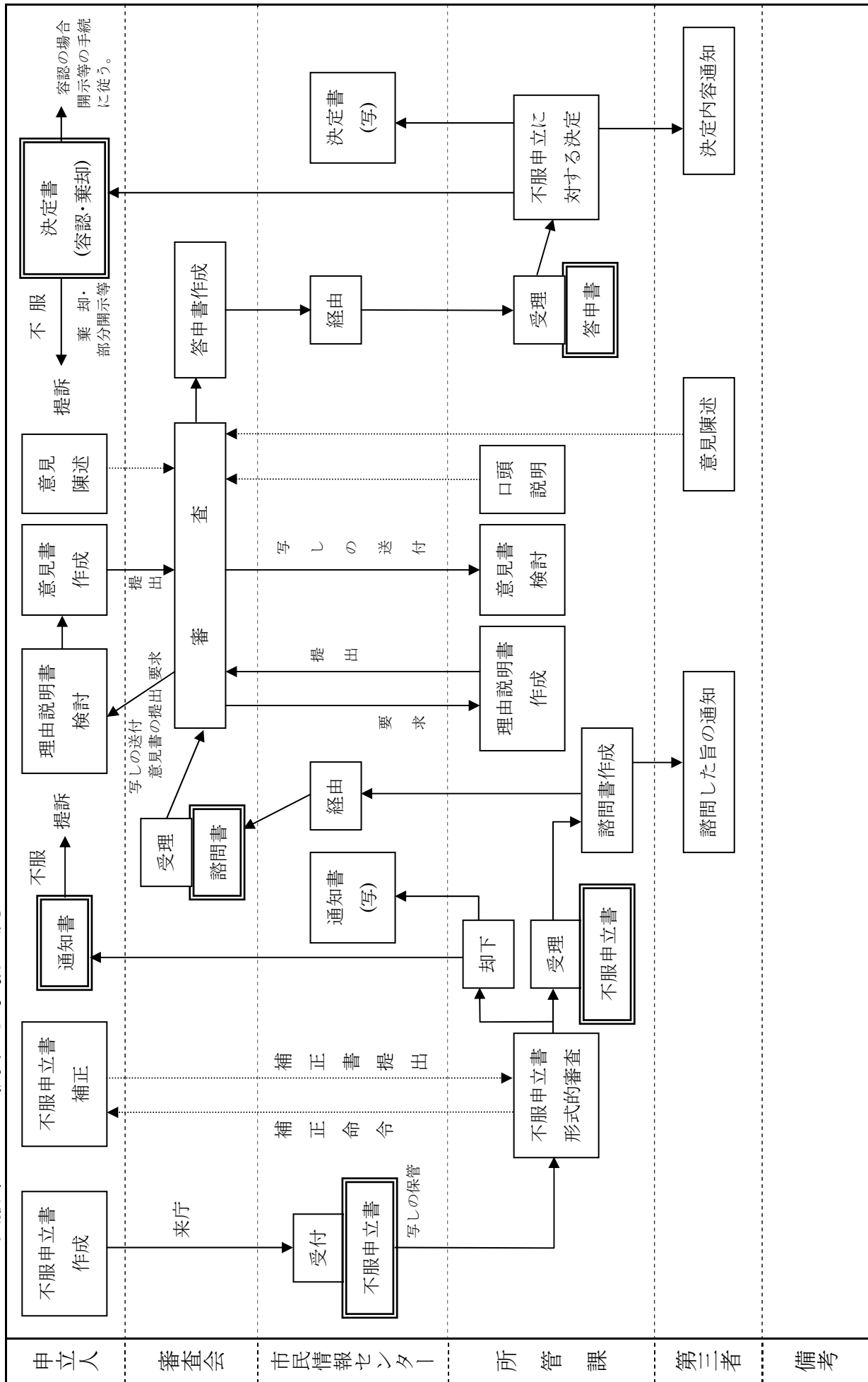
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 不服申立てに関する事務の流れ



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

Ⅳ 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求等の件数及びその処理状況

平成26年度における個人情報の開示請求件数は68件であり、その処理状況は開示34件、部分開示24件、不開示6件、取下げ4件となっております。

なお、訂正・削除の請求及び是正の申出はありませんでした。(表1参照)

表1 平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示		取下げ
				うち不存在	
68	34	24	6	6	4

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成26年度における実施機関別の請求件数は、市長65件、消防長3件でした。(表2参照)

表2 平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

実施機関		処理状況					
		請求件数	開示	部分開示	不開示		取下げ
						うち不存在	
市長	企画財政部	0	0	0	0	0	0
	総務部	16	15	0	0	0	1
	税務部	11	7	1	0	0	3
	地域振興部	28	7	15	6	6	0
	佐土原総合支所	0	0	0	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0	0	0	0
	環境部	0	0	0	0	0	0
	福祉部	9	4	5	0	0	0
	健康管理部	0	0	0	0	0	0
	農政部	0	0	0	0	0	0
	観光商工部	0	0	0	0	0	0
	建設部	0	0	0	0	0	0
	都市整備部	1	0	1	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0	0	0	0
	出納室	0	0	0	0	0	0

実施機関	処理状況					取下げ
	請求件数	開示	部分開示	不開示	うち不存在	
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	3	1	2	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	6 8	3 4	2 4	6	6	4

3 不開示理由の適用状況

条例第15条各号のいずれかに該当し、又は公文書不存在により不開示となった事案の理由別内訳は、表3のとおりです。(部分開示、重複含む)

表3 平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

不開示理由	該当件数
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価等情報	2
第3号 事務事業執行情報	3
第4号 公共安全保護情報	0
第5号 国等協力関係情報	2
第6号 第三者情報	2 1
第7号 未成年者等保護情報	0
不存在	6
合計	3 4

4 不服申立ての状況

平成26年度は、行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、表4のとおりです。

表4 平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	0	0	0
	総務部	0	0	0
	税務部	0	0	0
	地域振興部	0	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	環境部	0	0	0
	福祉部	1	0	0
	健康管理部	0	0	0
	農政部	1	0	0
	観光商工部	0	0	0
	建設部	0	0	0
	都市整備部	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	出納室	0	0	0
	教育委員会	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0
	公平委員会	0	0	0
	監査委員	0	0	0
	農業委員会	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0
	消防長	0	0	0
	議会	0	0	0
合計		2	0	0

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況（平成26年度）

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/1	請求	平成26年3月27日～3月31日までに新規申請のあった飲食店リスト、店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば法人名（代表者名）住所、電話番号のリスト		4/15	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
2	4/1	請求	平成26年3月27日～3月31日までに新規申請のあった理美容のリスト、店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば法人名（代表者名）住所、電話番号のリスト		4/15	公開		保健衛生課
3	4/1	請求	2、3月度 建物解体情報		4/4	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
4	4/1	請求	平成25年度公設合併処理浄化槽設置工事(25-3008) 平成25年度公設合併処理浄化槽設置工事(〇〇邸) 平成25年度公設合併処理浄化槽設置工事(△△邸)の金入り設計書		4/3	公開		廃棄物対策課
5	4/1	申出	建築計画概要書 宮崎市第763号 平成26年3月10日付		4/9	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
6	4/1	申出	建築計画概要書 平成26年1月1日～直近のものまで		4/9	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
7	4/2	請求	(仮称)広瀬中地区公民館整備工事のうち給排水衛生設備工事の金入り設計書		4/10	公開		生涯学習課
8	4/2	申出	平成26年3月1日から平成26年3月31日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		4/11	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
9	4/2	請求	木原中継ポンプ場管理棟建設主体工事 宮崎処理場建設外装及び外部建具外改修工事(その3) 金入り設計書		4/11	公開		下水道施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
10	4/2	請求	富吉浄水場管理本館新築工事のうち、建築主体 工事 富吉浄水場薬注電気棟新築工事のうち建築主 体工事の金入り設計書		4/10	公開		水道施設課
11	4/2	請求	宮崎市内に於いて平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に理容師法、美容師法、 クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴 場業法及び食品衛生法に基づく開設届出のあつ たもの又は営業許可を取得したもののうち、次の 事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		4/11	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
12	4/3	請求	宮崎市〇〇〇番地周辺の航空写真 S=1/1000		4/4	公開		資産税課
13	4/3	請求	南宮崎駅東通線外 29 線街路樹維持管理業務委 託の金入り設計書		4/18	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
14	4/3	請求	南部 2 地区都市公園等維持修繕工事(単価契 約)の金入り設計書		4/11	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
15	4/3	請求	南部 1 地区都市公園等維持修繕工事(単価契 約)の金入り設計書		4/11	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
16	4/3	請求	大塚台 1 号線外 37 線街路樹維持管理業務委託 の金入り設計書		4/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
17	4/3	申出	地方税法に基づき作成された「土地・家屋価格等 縦覧帳簿」に登録・記載されている、土地・家屋 の「所在、番地・家屋番号、地目・種類、用途・構 造、地積・床面積、等々」の各項目の内、開示可 能なもの(例:価格を除くもの)の一覧表で、平成 26 年 1 月 1 日現在のもの。		4/16	非公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	資産税課
18	4/4	申出	平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日ま でに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移 動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏 名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、 営業所電話番号、許可期間、業種		4/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
19	4/4	申出	昭和32年度 農地法申請整理簿(3, 4, 5, 20条) 所在(宮崎市〇〇〇町△△△番地)の農地法第 5条許可案件		4/11	公開		農業委員会事 務局
20	4/4	請求	昭和26年4月1日現在で、宮崎市管財課が契 約している業務委託の業務名及び、委託会社の 名称・所在地・代表者名・電話番号		4/18	公開		管財課
21	4/7	申出	平成6年 許可申請 都市計画決定 ①〇〇〇 氏に“△△△氏名義の土地の仮換地について説 明した”と記載のある議事録 ②△△△氏名義の 土地の分筆のための境界確認立会い依頼書、協 議録、委任状		5/23	非公開	第7条 第3号	区画整理課
22	4/8	請求	平成25年度鈴町地区市単農道整備工事の当初 及び第1回変更の金入り設計書		4/14	公開		佐土原・農林水 産課
23	4/8	請求	小永野上畑2号線道路改良工事(25-2工区但し 舗装工)の当初及び第1回変更の金入り設計書		4/14	公開		佐土原・建設課
24	4/8	請求	宮崎市立宮崎中学校プールろ過機更新工事の 金入り設計書		4/14	公開		学校施設課
25	4/8	請求	生目の杜運動公園ろ過機改修工事の金入り設 計書		4/15	公開		文化スポーツ課
26	4/8	請求	農業集落排水石久保処理場濁度計設置工事の 金入り設計書		4/21	公開		下水道施設課
27	4/8	請求	農業集落排水沓掛処理場外1箇所濁度計設置 工事 の金入り設計書		4/21	公開		下水道施設課
28	4/8	請求	上加納1号マンホールポンプ場電気機械設備工 事の金入り設計書		4/21	公開		下水道施設課
29	4/9	請求	都市公園等管理業務委託(平原公園外) 大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) の金入り設計書		4/11	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
30	4/9	請求	下江上畑線外25線草刈業務委託 鍋ヶ谷相ヶ迫線外21線草刈業務委託 大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託 の金入り設計書		4/18	部分公開	第7条 第6号	道路維持課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
31	4/9	請求	大淀処理場No.1 及びNo.2 初沈汚泥ポンプ改築工 事 大淀処理場No.1 及びNo.2 終沈汚泥掻寄機改築工 事 木花処理場流量調整槽流入稼動堰改築工事 宮崎処理場No.7、8 最終沈殿池機械設備改築工 事の金入り設計書		4/21	公開		下水道施設課
32	4/9	請求	平成 26 年度 水道用資材単価表(下水道含む)			取り下げ		下水道整備課
33	4/9	請求	平成 26 年度 公共工事設計材料単価表 宮崎 市			取り下げ		公園緑地課
34	4/10	申出	平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日に 新規許可をとった飲食店施設(固定店舗を持たな い臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除 く)一覧表※屋号・営業所所在地・営業者氏名 (法人の場合は代表者氏名も)・営業所電話番 号・許可年月日・許可業種(種目)		4/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
35	4/11	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(12 工区)但し交通 信号機移設工の金入り設計書(図面を除く)		4/22	公開		土木課
36	4/11	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】 宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 3 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日の新規営業許可)(自動販売 機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内 容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者 氏名・初許可年月日・細分業種		4/16	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
37	4/14	請求	建築計画概要書 平成 26 年 2 月 10 日 CIAS No02080		4/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
38	4/15	請求	宮崎市フェニックス自然動物園プールスライダー 整備工事 宮崎市フェニックス自然動物園プール外溝等整 備工事のうち建設主体工事の金入り設計書		4/24	公開		公園緑地課
39	4/15	請求	宮崎市立江平小学校南校舎西便所改修工事の うち建築主体工事 宮崎市立小戸小学校屋内運動場床改修工事の 金入り設計書		4/22	公開		学校施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
40	4/15	請求	宮崎市跡江保育所新築工事のうち建設主体工 事の金入り設計書		4/17	公開		子ども課
41	4/15	請求	清武総合運動公園倉庫棟新築工事 清武総合運動公園トレーニングルーム棟増築工 事のうち建築主体工事 清武総合運動公園第一野球場改修工事(2工区 建築主体工事) 清武総合運動公園第一野球場改修工事(1工区 建築主体工事)の金入り設計書		4/24	公開		公園緑地課
42	4/15	請求	(仮称)広瀬中地区公民館整備工事のうち建築 主体工事の金入り設計書		4/18	公開		生涯学習課
43	4/15	請求	片前集落センター改修工事の金入り設計書		4/24	公開		高岡・農林水産 課
44	4/15	請求	宮崎市役所本庁舎給排水衛生設備改修工事(そ の1)のうち建築工事 宮崎市役所本庁舎給排水衛生設備改修工事(そ の2)のうち建築工事の金入り設計書		4/28	公開		管財課
45	4/15	請求	東部第二土地区画整理事業仮住居7号棟家曳さ 工事の金入り設計書		4/25	公開		区画整理課
46	4/15	請求	住所新築届(2014年01月01日～2014年03月 31日)付定のあった宮崎市住居表示に関する条 例の第3条、宮崎市住居表示に関する条例施行 規則第3条にもとづく住居新築届けおよび住居表 示台帳		4/25	部分公開	第7条 第2号	区画整理課
47	4/15	申出	柔道整復師法に基づく施術所の一覧(名称・所在 地・電話番号・開設者氏名)		4/28	公開		保健衛生課
48	4/16	請求	平成26年4月1日～4月15日までに新規申請 のあった飲食店リスト、店名、住所、電話番号、 申請者氏名、申請日、法人であれば法人名(代 表者名)住所、電話番号のリスト		4/22	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
49	4/16	請求	平成26年4月1日～4月15日までに新規申請 のあった理美容のリスト、店名、住所、電話番 号、申請者氏名、申請日、法人であれば法人名 (代表者名)住所、電話番号のリスト		4/22	公開		保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
50	4/16	請求	平成 25 年度 契約第 918 号 宮崎市フェニックス 自然動物園プール外溝整備工事のうち建築主体 工事の金入り設計書		4/23	公開		公園緑地課
51	4/16	請求	平成 25 年度の宮崎市契約課において行った入 札案件の落札率。 但し工事・建設コンサル等業務委託、工事につい ては、土木一式、建築一式、管、電気、造園、水 道、舗装、その他ごとの落札率 コンサルについては、建築設計、建築コンサル、 測量、地質調査、補償コンサル		4/18	公開		契約課
52	4/16	申出	建築計画概要書 平成 26 年 1 月 1 日～直近のも のまで		4/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
53	4/18	請求	平成 3 年以降に新規に飲食店営業許可を取得し た施設(移動、臨時、自動販売機は除く)の屋号、 申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業 所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		4/30	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
54	4/21	申出	危険物貯蔵施設一覧(燃料油地下タンク) 企業 名、容量、使用油種		5/1	公開		予防課
55	4/21	申出	自家用給油施設(地下タンク) 企業名、容量、使 用油種		5/1	公開		予防課
56	4/21	請求	宮崎市〇〇〇 △△△番地付近の航空写真 1/1000 の図面		4/23	公開		資産税課
57	4/21	請求	食品営業施設台帳 「〇〇〇」宮崎市△△△、 「□□□」宮崎市◇◇◇、「◎◎◎」宮崎市■ ■		4/28	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
58	4/22	申出	大淀処理場 No.2 消化槽改築機械電気設備工事 木花処理水処理施設 3 池増設機械設備工事 大淀処理場 No.1 及び No.5 終沈污泥掻寄機改築工 事 宮崎処理場 No.7,8 最終沈殿池機械設備改築工事 宮崎処理場 No.1 合流沈砂池機械設備改築工事 大淀処理場 No.1 消化槽改築機械設備工事 大淀処理場 No.1 初沈污泥掻寄機改築工事の金入 り設計書		5/2	公開		下水道施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
59	4/22	請求	平成 26 年 3 月 27 日～3 月 31 日までに新規申請のあった飲食店と理美容のリスト、店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば法人名(代表者名)住所、電話番号のリスト		5/2	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
60	4/23	請求	宮崎市〇〇〇 △△△番地付近 地番図 1/1000		4/28	公開		資産税課
61	4/25	請求	平成 25 年 7 月 18 日(木) 〇〇〇の救急搬送に係る救急活動報告書		5/5	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	北消防署
62	4/25	請求	総合発達支援センターに係る保育士(従事者)名簿		4/30	非公開	第 7 条 第 2 号	障がい福祉課
63	4/25	請求	宮崎グリーンシア特定目的会社に係る 1. 宮崎市錦町 156 番地 3(宅地)底地 243. 71 平方メートル 賃借料の納付状況 平成 22,23,24,25 年度 及び 表示(登記簿謄本)		5/7	公開		都市計画課
64	4/25	請求	社会福祉法人〇〇〇に係る 1. 役員名簿(現況報告書)25 年分 2. 監査実施報告書(24 年度)		4/30	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課
65	4/28	請求	下那珂汚水幹線(25-7 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		5/1	公開		下水道整備課
66	4/28	請求	平成 25 年度 印章登録業者の受注実績		5/1	公開		契約課
67	4/30	申出	平成 26 年 3 月 31 日までに飲食店営業の許可を取得している店舗のうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		5/13	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
68	4/30	請求	平成 25 年度 下北方浄水場薬品注入棟屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/12	公開		浄水課
69	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎処理場建築外装及び外部建具外改修工事(その 5)の工事内訳書(金額入り)一式		5/9	公開		下水道施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
70	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立宮崎西小学校給食室 棟屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/8	公開		学校施設課
71	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市営住宅鳥居原団地 177・ 178 棟屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入 り)一式		5/12	公開		住宅課
72	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市営住宅南窪団地 157・158 棟屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/12	公開		住宅課
73	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市営住宅鶴島団地屋上防 水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/12	公開		住宅課
74	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市営住宅追手団地 57・58 棟 屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一 式		5/12	公開		住宅課
75	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市公設地方卸売市場花き棟 R階屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/12	公開		市場課
76	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市中央卸売市場青果・水産 棟屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/12	公開		市場課
77	4/30	請求	平成 25 年度 関連商品売場棟屋根防水改修 工事(その 5)の工事内訳書(金額入り)一式		5/12	公開		市場課
78	4/30	請求	平成 25 年度 関連商品売場棟屋根防水改修 工事(その 1)の工事内訳書(金額入り)一式		5/12	公開		市場課
79	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市総合体育館中央部屋根 防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/13	公開		文化スポーツ課
80	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市総合福祉保健センター玄 関屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/9	公開		福祉総務課
81	4/30	請求	平成 25 年度 高岡総合支所玄関屋根防水改 修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/12	公開		管財課
82	4/30	請求	平成 25 年度 下那珂地区学習等供用施設屋 根防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/7	公開		地域コミュニティ 課
83	4/30	請求	平成 25 年度 新城地区学習等供用施設屋根 防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/7	公開		地域コミュニティ 課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
84	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立住吉南小学校東校舎 屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一 式		5/8	公開		学校施設課
85	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立本郷小学校南校舎屋 上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/8	公開		学校施設課
86	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立田野中学校北校舎東 棟屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/8	公開		学校施設課
87	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立広瀬小学校中校舎屋 上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/8	公開		学校施設課
88	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立宮崎中学校北校舎屋 上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/8	公開		学校施設課
89	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立江平小学校屋内運動 場屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/8	公開		学校施設課
90	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立宮崎西中学校屋内運 動場屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入 り)一式		5/8	公開		学校施設課
91	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立久峰中学校北校舎屋 上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		5/8	公開		学校施設課
92	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立赤江小学校屋内運動 場屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/8	公開		学校施設課
93	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立宮崎南小学校管理棟 外屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り) 一式		5/8	公開		学校施設課
94	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立宮崎港小学校南校舎 屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一 式		5/8	公開		学校施設課
95	4/30	請求	平成 25 年度 宮崎市立赤江東中学校昇降口 屋根防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一 式		5/8	公開		学校施設課
96	5/1	請求	給食施設設置リスト(最新)状況報告書台帳(屋 号、住所、電話番号、委託の場合は設置企業 名、食数)		5/8	公開		保健給食課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
97	5/1	請求	4 月度 建物解体情報		5/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
98	5/1	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		5/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
99	5/1	申出	建築計画概要書 計画通知第 2 号 平成 26 年 4 月 25 日付 宮崎市第 25 号 平成 26 年 4 月 16 日付		5/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
100	5/2	請求	株式会社〇〇〇が提出した「法定外公共物の用途廃止の事前協議申請」に対して用地管理課が平成 26 年 3 月 24 日に出した回答書		5/12	公開		用地管理課
101	5/2	請求	旅館業法の営業許可のホテル・旅館に関する次の事項について ・営業施設の名称及び所在地 ・営業許可主体の名称(会社名・代表者名) ・営業者の住所 ・客室数		5/9	公開		保健衛生課
102	5/2	請求	①平成 24 年度〇〇〇の事業報告書及び決算報告書 ②平成 25 年度事業計画書及び収支予算書		5/13	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課
103	5/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 4 月 1 日～26 年 4 月 30 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		5/13	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
104	5/3	請求	宮崎市が指定し、登録している事業所のうち、事業所のケアマネジャーとして勤務している職員名		7/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	介護保険課
105	5/7	申出	平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		5/13	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
106	5/7	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(3 工区)の金入り設計書		5/9	公開		市街地整備課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
107	5/7	申出	「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「公害防止条例」、「生活環境の保全に関する条例」に基づいて届出を行っている「工場(事業場)」の工場台帳の一覧(平成 26 年 3 月 31 日現在) ①工場(事業場)の名称、②工場(事業場)の住所、③工場(事業場)の業種、④届出年月日、⑤廃止年月日		5/23	公開		環境保全課
108	5/7	申出	宮崎市が発注(契約)した現在履行中の下水道終末処理場(浄化センター等)運転管理委託業務に係る運転管理業務委託発注仕様書及び同業務委託契約書等で、契約者、契約期間、契約金額及び運転委託要員等が確認できる書類		5/21	部分公開	第 7 条 第 3 号	下水道施設課
109	5/7	請求	宮崎市社会福祉法人〇〇〇に対する平成 24 年度定期監査 指導報告書、改善報告書		5/19	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課
110	5/7	申出	平成 26 年 4 月 1 日～4 月 30 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種について		5/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
111	5/7	申出	平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月末日に新規許可をとった飲食店施設(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) 一覧表※屋号・営業所所在地・営業者氏名(法人の場合は代表者氏名も)・営業所電話番号・許可年月日・許可業種(種目)		5/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
112	5/8	請求	平成 26 年 4 月 22 日～5 月 7 日までに新規申請のあった飲食店と理美容のリスト、店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば法人名(代表者名)住所、電話番号のリスト		5/20	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
113	5/9	請求	宮崎市上下水道局告示 第 79 号 件名:木花処理場水処理施設 3 池増設電気設備工事の金入り設計書		5/19	公開		下水道施設課
114	5/9	請求	社会福祉法人〇〇〇平成 22,23,24 年度 ・貸借対照表 ・事業活動収支報告書 ・資金収支計算書		5/12	公開		福祉総務課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
115	5/9	申出	宮崎市〇〇〇番地の木造家屋調査中の図面(最新のもの)		5/14	部分公開	第7条 第2号	資産税課
116	5/12	請求	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に119番通報がなされた下記事故にかかる救急活動報告書 被救護者:宮崎市〇〇〇 △△△ 事故現場:宮崎市□□□ 事故態様:◇◇◇		5/19	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	南消防署 中部出張所
117	5/12	請求	1. 平成25年度社会福祉法人名簿 2. 簿冊管理簿(福祉総務課)		5/16	公開		福祉総務課
118	5/13	請求	宮崎市役所の工事検査の結果報告書(H22年度,23年度,24年度分)		5/19	公開		技術検査室
119	5/13	請求	平成26年度石崎川ふれあい公園外1公園管理業務委託 平成26年度市道テクノリサーチパーク線5線樹木管理業務委託の金入り設計書		5/19	部分公開	第7条 第6号	佐土原・建設課
120	5/13	請求	平成26年4月11日入札に伴う開札調書(宮崎市環境保全課)・公共用水域水質測定業務 平成26年4月15日入札に伴う開札調書(宮崎市環境保全課)・有害大気汚染物質モニタリング業務委託		5/21	部分公開	第7条 第6号	環境保全課
121	5/13	請求	平成26年4月18日入札に伴う開札調書(宮崎市廃棄物対策課) ・萩の台污水处理場環境化学分析測定業務 ・たらのき台污水处理場分析業務 ・宮崎市衛生処理センター分析業務 ・佐土原クリーンパーク分析業務 ・佐土原一般廃棄物処分場分析業務 ・田野町最終処分場分析業務 ・田野町後山不燃物投棄場分析業務 ・高岡町不燃物投棄場分析業務 ・高岡町一般廃棄物最終処分場分析業務 ・清武町最終処分場及び清武町横狩倉不燃物投棄場環境化学分析測定業務 ・産業廃棄物最終処分場分析業務		5/22	部分公開	第7条 第6号	廃棄物対策課
122	5/13	請求	平成26年4月9日入札に伴う開札調書(宮崎市上下水道局富吉浄水場) 水質検査業務委託(簡易水道・飲料水供給施設)、水質検査業務委託(上水)		5/23	部分公開	第7条 第6号	水質管理センター

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
123	5/13	請求	1. 平成 26 年 4 月 18 日入札に伴う開札調書 ・宮崎処理場水質等分析業務 ・大淀処理場水質分析測定業務 ・木花処理場水質等分析測定業務 ・青島浄化センター水質等分析測量業務 ・佐土原浄化センター水質等分析測定業務 ・田野町浄化センター水質等分析測定業務 2. 平成 26 年 5 月 2 日 見積り合せに伴う見積調書 ・旧田野町農業集落排水処理施設水質分析業務 ・旧清武町農業集落排水処理施設水質分析業務		5/28	部分公開	第 7 条 第 6 号	下水道施設課
124	5/13	申出	土地台帳 宮崎市〇〇〇番地		5/20	公開		管財課
125	5/14	請求	宮崎市内事業所における給食施設設置リスト(学校給食以外)		5/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
126	5/15	請求	食品営業許可台帳 平成 26 年 5 月 13 日現在の食品営業許可を受けている施設(自動販売機、移動、臨時、仮設を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号の一覧(業種、業種略称)		5/29	公開		保健衛生課
127	5/19	請求	宮崎市開発審査会(平成 26 年 2 月 12 日公開による口頭審理)の議事録		5/30	公開		都市計画課
128	5/20	請求	下那珂汚水幹線(25-10 工区)外下水道管布設工事 下那珂汚水幹線(25-11 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		5/21	公開		下水道整備課
129	5/20	申出	宮崎市が管理している、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出データのうち、工場基本データー及びばい煙施設データ、燃原料データー		6/5	公開		環境保全課
130	5/20	請求	平成 26 年 5 月 8 日から 5 月 14 日までに新規申請のあった飲食店と理美容のリスト・店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日(確認日)、法人であれば法人名(代表者名)、住所、電話番号のリスト		5/30	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
131	5/20	請求	〇〇〇保育所決算書 3 期分 平成 22 年から平成 24 年分 貸借対照表、損益、資金収支計算書、内訳書まで		5/21	公開		福祉総務課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
132	5/20	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		6/3	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
133	5/20	申出	建築計画概要書 BVJ-F14-10-0319 号 平成 26 年 4 月 23 日付 ERI14012855 号 平成 26 年 4 月 24 日付 宮崎市第 47 号 平成 26 年 5 月 1 日付け		6/3	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
134	5/21	請求	平成 25 年度公設型合併処理浄化槽設置工事施行及び設置浄化槽メーカー		5/22	公開		廃棄物対策課
135	5/21	請求	宮崎市の保健所管内で許可を取得している飲食店営業の屋号、営業所所在地、申請者名、営業所在地の電話番号、許可年月日(但し、仮設、自動販売機、営業車は除く)		6/6	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
136	5/22	申出	別紙記載の議案(路線認定、廃止)の議案書と位置図及び認定路線に対する認定、区域決定、供用告示。		5/28	公開		道路維持課
137	5/23	請求	歯科診療所の施設名及び開設年月日、住所、連絡先、代表者名		6/3	公開		保健医療課
138	5/26	請求	平成 26 年度市道佐土原駅那珂線外 9 線樹木管理業務委託の金入り設計書		6/6	部分公開	第 7 条 第 6 号	佐土原・建設課
139	5/26	請求	平成 26 年度石崎川ふれあい公園外 1 公園管理業務委託の金入り設計書		6/6	部分公開	第 7 条 第 6 号	佐土原・建設課
140	5/26	請求	平成 26 年度 宝塔山公園管理業務委託 金入設計書		6/6	部分公開	第 7 条 第 6 号	佐土原・建設課
141	5/26	請求	平成 26 年度 都市公園管理業務委託(二葉街区公園外) 金入設計書		5/30	部分公開	第 7 条 第 6 号	佐土原・建設課
142	5/27	請求	平成 27 基準年度 固定資産評価替業務委託に係る契約書及び随意契約理由のわかる書類		6/3	公開		資産税課
143	5/27	請求	平成 25 年 11 月 27 日に入札のあった、工事名下北方配水池築造工事の金入り設計書		6/3	公開		水道施設課
144	5/28	請求	平成 17 年(行ウ)第 5 号住民訴訟における損害賠償請求事件における、地方裁、高等裁、最高裁の判決文		6/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課
145	5/28	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託(平成 26 年度)の金入り設計書		6/5	部分公開	第 7 条 第 6 号	浄水課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
146	5/28	請求	平成 26 年 3 月 1 日～平成 26 年 5 月 28 日まで に飲食店及び理美容の営業許可を取得した者の 屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人・ 代表者・営業所電話番号・指令番号・確認年月日		6/6	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
147	5/29	申出	平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日迄 に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番 通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居 番号地番の明記されている資料及び該当の住居 表示台帳		6/3	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
148	5/29	請求	上田島汚水準幹線(25-9 工区)外下水道管布設 工事の金入り設計書		6/10	公開		下水道整備課
149	5/29	請求	八重配水ポンプ所築造工事の金入り設計書		6/10	公開		水道施設課
150	5/30	請求	平成 26 年 5 月 15 日～5 月 31 日までに新規申請 のあった飲食店、理美容のリスト、店名、住所、 電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば 法人名(代表者名)住所、電話番号のリスト		6/6	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
151	5/30	請求	高岡汚水準幹線(25-23 工区)外下水道管敷設 工事の金入り設計書		6/9	公開		下水道整備課
152	5/30	請求	八重配水ポンプ所築造工事の金入り設計書		6/10	公開		水道施設課
153	6/2	申出	宮崎市内の薬局の下記の項目のデータ(平成 26 年 5 月 30 日現在) 開設者名・住所・電話番号・ 店舗名称・所在地・電話番号・許可番号・有効期 限の開始日及び終了日・管理者名		6/4	公開		保健医療課
154	6/3	請求	宮崎処理場水処理ゲート外設備改築工事の金 入り設計書		6/6	公開		下水道施設課
155	6/3	申出	平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日ま でに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・ 申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月 日・許可満了日についての資料一覧表(自動販 売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		6/6	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
156	6/3	請求	上田島汚水準幹線(25-8 工区)外下水道管布設 工事の金入り設計書		6/6	公開		下水道整備課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
157	6/3	申出	平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 5 月末日に新規許可をとった飲食店施設(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く)一覧表※屋号・営業所所在地・営業者氏名(法人の場合は代表者氏名も)・営業所電話番号・許可年月日・許可業種(種目)		6/6	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
158	6/4	請求	学園通線外 63 線街路樹維持管理業務委託(第 1 回変更)の金入り設計書		6/9	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
159	6/4	請求	下北方松橋線外 36 線草刈業務委託(第 1 回変更)の金入り設計書		6/9	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
160	6/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 5 月 1 日～26 年 5 月 31 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		6/6	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
161	6/4	申出	平成 26 年 5 月 1 日～5 月 31 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種について		6/16	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
162	6/4	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		6/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
163	6/4	申出	建築計画概要書 ERI14017929 号 平成 26 年 5 月 22 日付け		6/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
164	6/5	請求	平成 26 年度 北部地区道路舗装維持補修工事(単価契約)の工事設計書		6/13	公開		高岡・建設課
165	6/5	請求	宮崎市営住宅樹木剪定外管理業務委託(大淀川以南)(平成 26 年度)の金入り設計書		6/12	部分公開	第 7 条 第 6 号	住宅課
166	6/6	請求	大塚下川原線外 6 線草刈業務委託 小松台南 27 号線外 18 線草刈業務委託の金入り設計書		6/9	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
167	6/6	請求	大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園)都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金入り設計書		6/10	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
168	6/6	請求	橘公園花壇(橘通東1丁目)外2箇所草花植付業務委託 橘公園花壇(ホテル前)草花植付業務委託の金入り設計書		6/11	部分公開	第7条 第6号	景観課
169	6/6	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		6/11	部分公開	第7条 第6号	浄水課
170	6/6	請求	大淀川処理場外造園管理業務委託 宮崎処理場外造園管理業務委託の金入り設計書		6/16	部分公開	第7条 第6号	下水道施設課
171	6/6	請求	木原1号汚水準幹線(25-8工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/16	公開		下水道整備課
172	6/6	請求	上田島汚水準幹線(25-8工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/16	公開		下水道整備課
173	6/6	請求	高岡汚水準幹線(25-24工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/16	公開		下水道整備課
174	6/6	請求	八重配水ポンプ所築造工事の金入り設計書		6/10	公開		水道施設課
175	6/6	請求	八重配水ポンプ所築造工事の金入り設計書		6/10	公開		水道施設課
176	6/6	請求	救急活動報告書(氏名〇〇〇) 平成26年4月5日 野崎病院～宮崎市郡医師会病院～宮大附属病院		6/19	部分公開	第7条 第2号	南消防署
177	6/9	請求	宮崎市〇〇〇番地の北側の道についての調査票		6/12	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
178	6/9	申出	平成26年1月1日から平成26年4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図		6/19	部分公開	第7条 第2号	区画整理課
179	6/11	請求	宮崎市〇〇〇番地に関する立合記録 昭和61年10月7日、平成10年10月13日、平成4年12月21日、平成24年5月16日、平成3年8月22日の立合記録		6/25	部分公開	第7条 第2号	用地管理課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
180	6/11	請求	平成 25 年度 工事成績評定点結果一覧表		6/12	公開		技術検査室
181	6/12	申出	①薬局の開設許可施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、許可番号 ②薬局製剤製造販売業の許可施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、許可番号 ③医薬品店舗販売業及び特例販売業の許可施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、許可番号 ④毒劇物一般販売業の登録施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、登録番号		6/23	公開		保健医療課
182	6/16	請求	加納公園整備工事(5 工区造成工事)の金入り設計書		6/23	公開		公園緑地課
183	6/17	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		7/2	部分公開	第 7 条 第 3 号	建築指導課
184	6/17	申出	建築計画概要書 宮崎市第 85 号 平成 26 年 5 月 28 日付け 宮崎市第 88 号 平成 26 年 5 月 29 日付け		7/2	部分公開	第 7 条 第 3 号	建築指導課
185	6/18	請求	木原污水幹線(25-7 工区)外下水道管布設工事 木原污水準幹線(26-2 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		6/30	公開		下水道整備課
186	6/18	請求	木原污水準幹線(26-1 工区)外下水道管布設工事 当初設計書の金入り設計書		6/25	公開		下水道整備課
187	6/18	請求	5 月度 建物解体情報		6/20	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
188	6/18	請求	第一種 動物取扱業 登録台帳		6/25	公開		保健衛生課
189	6/20	請求	建設工事 平成 25 年度 大淀処理場No. 1 消化槽改築防食塗装工事の落札者が提出した入札資格審査申請書類のうち ・入札参加資格確認申請書 ・対象工事と同種工事の施工実績書 ・配置予定技術者経歴書 ・「防食管理専門技術者(類する資格を含む)」又は1級強化プラスチック成形技能士」の資格証の写し ・防食被覆工法の実務経験証明書		6/25	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	下水道施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
190	6/20	請求	宮崎市内で平成26年1月11日から平成26年6月10日までに新規確認を受けた理美容所、まつ毛エクステサロンの次の事項・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		6/26	公開		保健衛生課
191	6/20	請求	未登記建物の図面(所在 宮崎市〇〇〇番地、種類 居宅、床面積 99.26 m ²)			取り下げ		資産税課
192	6/24	請求	伐採及び伐採後の造林届出書 届出人、所有者 〇〇〇(H22. 11 月分) 宮崎市△△△番地、宮崎市□□□番地		7/28	公開		森林水産課
193	6/24	請求	防災支援拠点及び市郡医師会病院移転に関する具体的な場所、スケジュールの分かる資料		7/2	公開		保健医療課
194	6/24	請求	宮崎市〇〇〇番地付近 航空写真(平成13年以降3年ごと) 縮尺 1/200,1/250		7/3	公開		資産税課
195	6/25	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成26年度3月期、平成25年度3月期、平成24年度3月期の事業報告書、決算報告書、それらに付随する文書		7/4	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
196	6/25	請求	平成26年4月1日現在で、宮崎市管財課が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、契約書、仕様書		7/8	公開		管財課
197	6/25	請求	平成26年4月1日現在で、教育委員会内各課が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、契約書、仕様書		7/8	非公開	不存在	教委・企画総務課
198	6/25	請求	平成26年4月1日現在で、教育委員会内各課が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、契約書、仕様書		7/8	部分公開	第7条第3号及び第4号	学校施設課
199	6/25	請求	平成26年4月1日現在で、教育委員会内各課が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、契約書、仕様書		7/8	部分公開	第7条第3号及び第4号	学校教育課
200	6/25	請求	平成26年4月1日現在で、教育委員会内各課が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、契約書、仕様書		7/8	部分公開	第7条第3号及び第4号	生涯学習課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
201	6/25	請求	平成 26 年 4 月 1 日現在で、教育委員会内各課 が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、 契約書、仕様書		7/8	部分公開	第 7 条 第 3 号 及び 第 4 号	保健給食課
202	6/25	請求	平成 26 年 4 月 1 日現在で、教育委員会内各課 が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、 契約書、仕様書		7/8	部分公開	第 7 条 第 3 号 及び 第 4 号	文化財課
203	6/25	請求	平成 26 年 4 月 1 日現在で、教育委員会内各課 が業務委託契約をしている業務委託業者一覧、 契約書、仕様書		7/8	部分公開	第 7 条 第 3 号 及び 第 4 号	教育情報研修 センター
204	6/27	請求	去川配水池本体築造工事の金入り設計書		7/4	公開		水道施設課
205	6/30	請求	高岡町〇〇〇番地周辺の航空写真 1/3000(2 枚)		7/3	公開		資産税課
206	7/1	申出	宮崎市内の飲食店営業許可について、屋号、営 業所在地、ビル名、電話番号、営業者氏名(会社 名)、代表者名、許可年月日、初回許可年月日		7/9	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
207	7/2	申出	平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日ま でに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・ 申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月 日・許可満了日についての資料一覧表(自動販 売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		7/9	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
208	7/2	請求	上田島汚水幹線(26-1 工区)外下水道管布 設工事の金入り設計書		7/8	公開		下水道整備課
209	7/2	請求	宮崎市内に於いて平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に理容師法、美容師法、 クリーニング法、興行場法、旅館業法、公衆浴場 法及び食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販 売業・食肉処理業について開設届出のあったも の又は営業許可を取得したものうち、次の事 項。①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業 所の電話番号		7/10	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
210	7/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】 宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26年6月1日 ～26年6月30日の新規営業許可)(自動販売 機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内 容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者 氏名・初許可年月日・細分業種		7/9	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
211	7/3	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のも のまで		7/16	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
212	7/3	申出	建築計画概要書 宮崎市第124号 平成26 年6月19日付 宮崎市第132号 平成26年6 月24日付		7/16	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
213	7/3	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(前期) 西部地区道路舗装維持修繕工事(前期)の金入 り設計書		7/8	公開		道路維持課
214	7/3	申出	平成26年6月1日から平成26年6月30日ま でに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移 動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏 名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、 営業所電話番号、許可期間、業種		7/9	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
215	7/4	請求	成枝線道路改良工事(25-1工区)の金入り設計 書		7/9	公開		佐土原・建設課
216	7/4	申出	平成26年6月1日から平成26年6月末日に新 規許可をとった飲食店施設(固定店舗を持たない 臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) 一覧表※屋号・営業所所在地・営業者氏名(法人 の場合は代表者氏名も)・営業所電話番号・許可 年月日・許可業種(種目)		7/11	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
217	7/8	請求	社会福祉法人〇〇〇、△△△の平成26年3月 期の貸借対照表及び事業活動計算書		7/17	公開		福祉総務課
218	7/8	請求	去川配水池本体築造工事の金入り設計書		7/15	公開		水道施設課
219	7/9	請求	高岡汚水幹線(26-7工区)外下水道管布設工 事の金入り設計書		7/15	公開		下水道整備課
220	7/9	請求	八重配水ポンプ所築造工事のうち電気・機械設 備工事の金入り設計書		7/18	公開		水道施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
221	7/9	請求	清武町第1水源地原水流量計更新工事の金入り設計書		7/18	公開		水道施設課
222	7/9	請求	清武町第2水源地第4配水池用No.1送水ポンプ外更新工事の金入り設計書		7/18	公開		水道施設課
223	7/9	請求	木原中継ポンプ場電気設備工事の金入り設計書		7/22	公開		下水道施設課
224	7/9	請求	宮崎市営住宅ニツ山団地新築工事のうち電気設備工事の金入り設計書		7/17	公開		住宅課
225	7/9	請求	宮崎市営住宅ニツ山団地新築工事のうち機械設備工事の金入り設計書		7/17	公開		住宅課
226	7/9	請求	平成26年度 松小路アンダー排水ポンプ更新工事の金入り設計書		7/16	部分公開	第7条 第6号	佐土原・建設課
227	7/10	請求	6月度 建物解体情報		7/14	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
228	7/11	申出	宮崎市立宮崎港小学校の運動場移設後の全体の形状が分かる配置図		7/16	公開		学校施設課
229	7/14	請求	宮崎市立田野病院並びに介護老人保健施設さざんか苑の指定管理者制度導入説明会に関する会議録(市民からの質問これに対する回答)平成26年6月25日～平成26年7月1日(5会場分)		7/28	非公開	不存在	保健医療課
230	7/14	請求	鹿村野平和線排水溝改修工事の金入り設計書		7/16	公開		田野・建設課
231	7/14	請求	住居新築届(2014年4月1日～2014年6月30日)付定のあった宮崎市住居表示に関する条例の第3条、宮崎市住居表示に関する条例施行規則第3条にもとづく住居新築届および住居表示台帳		7/17	部分公開	第7条 第2号	区画整理課
232	7/14	請求	宮崎市〇〇〇番地付近の航空写真 1/1000 (A34枚カラー)		7/16	公開		資産税課
233	7/15	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成25年度の財務諸表(財産目録・貸借対照表・事業活動収支計算書を含む、法人全体の総括表)		7/18	公開		福祉総務課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
234	7/15	請求	宮崎処理場外造園管理業務委託 大淀処理場外造園管理業務委託の金入り設計 書		7/28	部分公開	第7条 第6号	下水道施設課
235	7/16	申出	建築計画概要書 KJH14-00776-1号 平成26 年6月30日付 ERI14024025号 平成26年6 月26日付		7/30	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
236	7/16	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のも のまで		7/30	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
237	7/16	請求	佐土原総合支所トイレ改修工事の金入り設計書		7/24	公開		管財課
238	7/16	請求	宮崎市保健所庁舎1階改修工事の金入り設計書		7/30	公開		保健医療課
239	7/16	請求	宮崎市営住宅ニツ山団地285棟新築工事のうち 建築主体工事 宮崎市営住宅ニツ山団地286棟新築工事のうち 建築主体工事 宮崎市営住宅ニツ山団地287棟新築工事のうち 建築主体工事の金入り設計書		7/22	公開		住宅課
240	7/16	請求	宮崎市清武体育館改修工事のうち建築主体工 事の金入り設計書		7/24	公開		文化スポーツ課
241	7/16	請求	城の駅新築工事のうち建築主体工事の金入り設 計書		7/29	公開		企画政策課
242	7/16	請求	清武総合運動公園第2野球場整備工事のうち建 築主体工事 清武総合運動公園屋外トイレ新築工事の金入り 設計書		7/24	公開		公園緑地課
243	7/17	請求	八重配水ポンプ所築造工事のうち電気・機械設 備工事の金入り設計書		7/23	公開		水道施設課
244	7/18	請求	平成26年度 公設合併処理浄化槽設置工事 (26-0008)の金入り設計書		7/22	公開		廃棄物対策課
245	7/18	請求	大気汚染防止法に基づくボイラー設置届出書の 一覧 期間 2003年4月～2014年3月 項目 設 置年月、事業所名、所在地、燃料種類、伝熱面 積、燃料使用量、排ガス量等の内、開示可能な 項目		7/30	公開		環境保全課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
246	7/22	請求	宮崎市内の病院、一般診療所の名称、住所、電話番号、診療科目、開設年月日、管理者名がわかるもの		7/31	公開		保健医療課
247	7/22	請求	拾得物件預り書の写し 平成 26 年 7 月 17 日 13 時頃市役所第 2 庁舎にて紛失した携帯電話(黒) 番号〇〇〇			取り下げ		管財課長
248	7/23	請求	平成 26 年 7 月 10 日現在 喫茶店営業許可(自動販売機)を有している施設(初許可年月日、許可年月日、許可満了日、申請者指名(代表者氏名含む)営業所所在地、営業所電話番号、屋号)		7/29	公開		保健衛生課
249	7/23	申出	飲食店営業許可 H26.5.1-H26.7.24 新規又は更新した店舗(屋号と営業所在地、申請者名)		8/1	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
250	7/28	請求	(仮称)大瀬浄水場用地を宮崎市上下水道局が株式会社〇〇〇に対して売却しているところの、この売買に関する次の書類 ①売買契約書 ②売買の対象となった物件の不動産鑑定書 ③この売買に関して議会に報告した資料 ④その他、この売買に関する一切の資料		8/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	財務課
251	7/28	申出	宮崎市上下水道局と宮崎市土地開発公社における、(仮称)大瀬取水場及び浄水場用地売買に関する次の資料 ①売買契約書 ②その他売買に係る一切の書類		8/11	公開		財務課
252	7/28	申出	平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までに飲食店営業の許可を取得している店舗のうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		8/1	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
253	7/28	申出	下記不動産(3 件)の消防用設備の「点検実施日」「消防局の受付日」「点検設備の名称」「点検結果(要是正指摘の有無)」「防火対象物点検の実施日」「防火対象物点検の結果」について。 対象不動産①宮崎市大塚町水流 5163-1(フェスタ大塚店) ②宮崎市大塚町水流 5163-1(ナガトモ大塚ビル) ③宮崎市大塚町水流 5162-28(活いきき寿司) 調査目的:不動産の鑑定評価のため		8/5	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	南消防署

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
254	7/28	請求	津波対策に係る要件 ①地震の規模(想定) ②津波の高さ及び時間 ③被害地の対象人口、住所、家族、年齢の分かるもの ④それらの人の避難地(先)受け皿 ⑤もし、被害を受けた場合の仮設住宅 ⑥仮設住宅の建設地の規模。食料及び水の確保の件		8/13	公開		危機管理課
255	7/28	申出	建築計画概要書 市 583 号(H13.10.5)		8/6	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
256	7/29	請求	宮崎市同報系防災行政無線デジタル化整備事業(その 5)の金入り設計書		8/5	公開		危機管理課
257	7/30	請求	北部地区道路舗装維持修繕工事(前期)の金入り設計書		8/6	公開		道路維持課
258	7/30	請求	H25 道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 4~9 月)の金入り設計書		8/5	公開		水道整備課
259	7/30	請求	社会福祉法人〇〇〇、△△△、□□□の H25 貸借対照表、事業活動収支計算書		8/6	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課
260	8/1	請求	社会福祉法人〇〇〇、△△△、□□□の H25 決算一式 貸借対照表 収支計算書		8/7	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉総務課
261	8/4	申出	平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		8/11	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
262	8/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 7 月 1 日~26 年 7 月 31 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		8/11	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
263	8/4	請求	木原中継ポンプ場電気設備工事の金入り設計書		8/11	公開		下水道施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
264	8/4	申出	平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日まで に新規に飲食店営業許可を取得した施設・移 動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏 名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、 営業所電話番号、許可期間、業種		8/11	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
265	8/5	申出	屋外タンク貯蔵所の一覧 企業名、容量、使用油 種		8/15	公開		予防課
266	8/5	請求	今層津下地区農村地域防災減災事業 ため池 等整備工事(3 工区)の金入り設計書		8/18	公開		佐土原・農林課
267	8/5	申出	建築計画概要書 計画通知第 11 号 平成 26 年 7 月 15 日付 BVJ-F14-10-0934 平成 26 年 7 月 11 日付		8/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
268	8/5	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のも のまで		8/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
269	8/6	請求	高岡中学校屋内運動場屋根防水改修工事の金 入り設計書		8/12	公開		学校施設課
270	8/6	請求	平成 19 年度 宮崎駅西口拠点施設整備事業に 係る「宮崎商工会議所」グループを選定した経緯 のわかる資料及び起案用紙		8/18	部分公開	第 7 条 第 6 号	都市計画課
271	8/6	請求	平成 18 年 4 月 1 日 都市整備部に係る助役の引 継書		8/20	公開		総務法制課
272	8/6	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明 書 1.社会福祉法人〇〇〇 2.社会福祉法人△ △△ 3.社会福祉法人□□□		8/13	非公開	不存在	市民税課
273	8/7	請求	上田島汚水幹線(26-3 工区)外下水道管布設 工事の金入り設計書		8/19	公開		下水道整備課
274	8/7	請求	青島浄化センター沈砂池機械設備改築工事 宮崎処理場最初沈殿池外水処理機械設備工事 木原中継ポンプ場機械設備工事の金入り設計書		8/12	公開		下水道施設課
275	8/8	申出	平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日迄 に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番 通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居 番号地番の明記されている資料及び該当の住居 表示台帳		8/18	部分公開	第 7 条 第 1 号	区画整理課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
276	8/8	請求	H26 宮崎駅前地区自治会補助金申請に係る一切の書類		8/19	部分公開	第7条 第2号	地域コミュニティ課
277	8/11	請求	7 月度 建物解体情報		8/18	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
278	8/11	請求	清武1号汚水幹線(26-1 工区)下水道管布設工事 清武1号汚水幹線(26-2 工区)下水道管布設工事の金入り設計書		8/19	公開		下水道整備課
279	8/11	請求	富吉浄水場上水池ドレン配管管更正工事 合流地区管渠改築工事(25-9) 合流地区管渠改築工事(26-1)の金入り設計書		8/18	公開		浄水課
280	8/12	請求	宮崎市内で営業許可を取得したもののうち、次の事項 業種:飲食店営業、乳類販売業、そうざい製造業販売業、行商 項目:屋号、営業所所在地、指令番号、許可期間、細分業種、条件、食品衛生管理者		8/22	公開		保健衛生課
281	8/13	請求	①特定健康診査 第二期計画 ②過去5年間の実績		8/21	公開		国保年金課
282	8/13	請求	南海トラフ巨大地震対策特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に特定された場合における、造成費の補助の案内資料			取り下げ		危機管理課
283	8/19	請求	市道大島通線配水管布設工事(その4)の金入り設計書		8/26	公開		水道整備課
284	8/19	申出	建築確認概要書 ①宮崎市吉村町平塚甲 1856 ②宮崎市吉村町平塚甲 1855、1854 ③宮崎市吉村町平塚甲 1851-1、1852-2、1853-3		8/28	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
285	8/20	請求	平成22年9月21日受付 第1-394号 境界立会申請書 宮崎市〇〇〇番地外2筆		8/27	部分公開	第7条 第2号	用地管理課
286	8/20	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のものまで		9/2	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
287	8/20	申出	建築計画概要書 宮崎市第219号 平成26年8月14日付		9/2	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
288	8/22	請求	敬老会リスト(旧市内分)		8/25	公開		長寿支援課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
289	8/25	請求	宮崎市公設地方卸売市場水産物部卸売場活魚 水槽設置工事の金入り設計書		8/28	公開		市場課
290	8/27	請求	宮崎市〇〇〇番地付近の航空写真 1/1500		9/3	公開		資産税課
291	8/27	請求	平成 25 年度無田上橋橋梁整備工事(1 工区)の 金入り設計書		9/2	公開		土木課
292	8/27	請求	平成 25 年度昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事 (1 工区)の金入り設計書		8/28	公開		市街地整備課
293	8/27	請求	平成 25 年度昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事 (3 工区)の金入り設計書		8/28	公開		市街地整備課
294	9/1	請求	上田島汚水幹線(26-4)外下水道管布設工事 の金入り設計書		9/19	公開		下水道整備課
295	9/2	請求	平成 26 年 6 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日まで に飲食店及び理美容の営業許可を取得した者の 屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人・ 代表者・営業所電話番号・指令番号・確認年月日		9/16	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
296	9/1	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】 宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 8 月 1 日 ～26 年 8 月 31 日の新規営業許可)(自動販売 機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内 容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者 氏名・初許可年月日・細分業種		9/8	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
297	9/1	申出	平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日ま でに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・ 申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月 日・許可満了日についての資料一覧表(自動販 売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		9/8	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
298	9/1	請求	飯田土地区画整理事業 土地区画整理審議会 議事録(第 22 回以降)		9/11	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
299	9/1	申出	平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日ま でに新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移 動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏 名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、 営業所電話番号、許可期間、業種		9/8	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
300	9/2	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		9/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
301	9/2	請求	清武総合運動公園第 2 野球場防球フェンス設置工事(2 工区)の金入り設計書		9/9	公開		公園緑地課
302	9/3	請求	大気汚染防止法における、ばい煙発生装置の設置先リスト(項目:事業所名、住所、施設種類、燃料種類)		9/12	公開		環境保全課
303	9/3	請求	ニッ山船ヶ山線道路改良工事の金入り設計書		9/9	公開		田野・建設課
304	9/3	申出	宮崎市にある専用水道の施設名称及び所在地、確認年月日又は届出年月日		9/11	公開		保健衛生課
305	9/4	請求	合流地区管渠改築工事(25-9)の金入り設計書		9/17	公開		下水道整備課
306	9/4	請求	堀口中継ポンプ場築造工事のうち電気機械設備工事の金入り設計書		9/11	公開		水道施設課
307	9/4	請求	講原配水ポンプ所次亜注入設備更新工事の金入り設計書		9/11	公開		下水道施設課
308	9/4	請求	大坪前橋マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		9/12	公開		下水道施設課
309	9/4	請求	産地水産業強化支援事業 漁礁整備工事の金入り設計書		9/9	公開		森林水産課
310	9/4	請求	宮崎処理区管渠改築工事(25-1) 合流地区管渠改築工事(26-1) 合流地区管渠改築工事(25-9)の金入り設計書		9/17	公開		下水道整備課
311	9/5	申出	27 年度用 小学校教科用図書採択に関する資料 ・採択協議会スケジュール ・採択協議会会議録 ・採択(選定)理由書(社会科及び地図のみ) ・研究員の研究報告書(社会科及び地図のみ) ・採択協議会委員名簿 ・研究員名簿		9/18	公開		学校教育課
312	9/8	請求	下那珂汚水幹線(26-5 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		9/17	公開		下水道整備課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
313	9/8	請求	平成 26 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までに新規申請のあった飲食店と理美容のリスト・店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日(確認日)、法人であれば法人名(代表者名)、住所、電話番号のリスト		9/16	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
314	9/8	申出	①平成 25 年 7 月 25 日任期満了、参議院議員選挙においてポスター掲示上の区画数、設置箇所数、使用掲示板の素材 ②同選挙における入札価格調書、指名入札		9/17	部分公開	第 7 条 第 6 号	選挙管理委員会事務局
315	9/9	請求	ばい煙発生施設の一覧 ①事業所名 ②所在地 ③施設の種類 ④燃料種別 ⑤能力 ⑥設置年月日		9/12	公開		環境保全課
316	9/10	請求	平成 24 年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの間に、請求者が提出した戸籍謄本等職務上請求書の全て		9/16	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	市民課
317	9/11	申出	平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図		9/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
318	9/11	申出	宮崎市民活動保険制度についての文書 ・宮崎市民活動保険のパンフレット ・平成 26 年度契約の保険証及び添付明細書類 ・平成 26 年度契約時の仕様書及び実施要綱 ・過去 5 年間の事故件数及び支払保険金額		9/18	公開		地域コミュニティ課
319	9/12	請求	宮崎市〇〇〇番地の課税標準額(評価額)を決定した不動産鑑定書の写し		9/19	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	資産税課
320	9/16	請求	宮崎市の公用車のナンバー及び車種		9/29	公開		管財課
321	9/17	申出	建築計画概要書 BVJ-F14-10-1127 号 平成 26 年 8 月 25 日付 ERI 14030656 号 平成 26 年 8 月 25 日付 宮崎市 第 249 号 平成 26 年 8 月 29 日		9/26	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
322	9/17	申出	建築計画概要書 平成 26 年 1 月 1 日～直近のものまで		9/26	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
323	9/17	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設の一覧 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表社名)、許可日、許可満了日、業種 平成 26 年 3 月 1 日～平成 26 年 8 月 31 日の間に新規で許可を受けた施設全て。但し、廃業している施設は除く。		9/26	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
324	9/22	申出	営業許可を得ている飲食店の情報 店舗名、住所、電話番号、代表者名		9/26	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
325	9/22	請求	「東九州高速道路(清武～北郷間)のトンネル工事」に係る、「宮崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」について過去に届出された関係書類		10/2	部分公開	第 7 条 第 2 号	森林水産課
326	9/22	請求	「東九州高速道路(清武～北郷間)のトンネル工事」に係る、「宮崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」について過去に届出された関係書類		10/2	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
327	9/22	請求	「東九州高速道路(清武～北郷間)のトンネル工事」に係る、「宮崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」について過去に届出された関係書類		10/2	非公開	不存在	農業委員会事務局
328	9/24	申出	宮崎市西池小学校の平成 26 年度のクラス担任一覧表(名簿)(専科教員を含む)		9/29	公開		学校教育課
329	9/24	申出	1. 厚生労働省が平成 26 年 9 月 8 日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する詳細な状況の確認」に基づき、貴自治体が提出した書類すべて 2. 厚生労働省が平成 26 年 7 月 25 日付で自治体に依頼した「『居住実態が把握できない児童』に関する詳細な状況の確認」に基づき、貴自治体が提出した書類すべて		10/9	公開		子育て支援課
330	9/25	請求	小松川水管橋架橋工事(但し下部工)の金入り設計書		10/1	公開		水道整備課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
331	9/25	請求	清武1号汚水幹線(26-4工区)下水道管布設工 事の金入り設計書		10/1	公開		下水道整備課
332	9/25	請求	鈴町配水池管理用道路路面工事の金入り設計 書		10/7	公開		浄水課
333	9/29	申出	平成20年度以降に起債された地方債(銀行等引 受債)の起債条件等が起債された文書		1/6	公開		財政課
334	9/29	申出	平成20年度以降に起債された地方債(銀行等引 受債)の起債条件等が起債された文書		12/25	公開		財務課
335	9/29	申出	厚生労働省が実施した「有料老人ホームを対象 とした指導状況等のフォローアップ調査(第5 回)」における、平成25年度10月31日時点の未 届けの有料老人ホームについて		10/1	公開		長寿支援課
336	9/29	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成25年度 ・貸借対照表 ・事業活動収支報告書 ・資金収支計算書		10/3	公開		福祉総務課
337	9/29	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成25年度 ・貸借対照表 ・事業活動収支報告書 ・資金収支計算書		10/3	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	福祉総務課
338	9/29	請求	西前島雨水管渠整備工事(その2)の金入り設計 書		10/10	公開		土木課
339	10/1	請求	公設合併処理浄化槽設置工事施工業者及び浄 化槽メーカー		10/2	公開		廃棄物対策課
340	10/1	請求	小田元第二ダム線道路改良工事(15工区)の金 入り設計書		10/2	公開		高岡・建設課
341	10/1	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(4工区)の 金入り設計書		10/2	公開		市街地整備課
342	10/1	請求	8、9月度 建物解体情報		10/7	部分公開	第7条 第2号	建築指導課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
343	10/1	請求	宮崎市内に於いて平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法及び食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったものの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項。①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		10/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
344	10/2	請求	尾ノ内地区農道整備事業道路改良工事の金入り設計書		10/3	公開		農村整備課
345	10/2	申出	平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		10/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
346	10/2	申出	平成 27 年度用小学校教科用図書採択資料(図画工作科、社会科、算数科、生活科、書写)・採択協議会委員名簿および議事録・専門委員名簿および研究資料		10/9	公開		学校教育課
347	10/2	請求	加納地区草刈業務委託の金入り設計書		10/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	建設課
348	10/2	請求	上加納小学校線道路改良工事(25 線-1 工区)の金入り設計書		10/8	公開		建設課
349	10/2	請求	都市公園維持管理業務委託(3 工区)の金入り設計書		10/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	建設課
350	10/2	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		10/8	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
351	10/3	請求	宮崎市土地開発公社に係る宮崎市佐土原町(大森淡水側)の工業団地が造られた際のボーリング調査結果の資料		10/14	非公開	不存在	工業政策課
352	10/3	申出	平成 26 年 9 月 1 日～9 月 30 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期間、業種について		10/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
353	10/3	申出	宮崎市内の営業許可を持っている食肉処理施設の名称、住所、電話番号、食肉販売業の許可を持っている施設名、住所、電話番号		10/15	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
354	10/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】 宮崎市内全域 【対象】 飲食店営業 26年9月1日～26年9月30日の新規営業許可、自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く 【内容】 屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		10/15	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
355	10/6	請求	石崎浜工業団地の件 ①売却価格が分かる資料 ②不動産鑑定価格が分かる資料		10/14	非公開	不存在	工業政策課
356	10/7	請求	浮田鳥越地区急傾斜地崩壊対策工事の金入り設計書		10/17	公開		土木課
357	10/7	請求	清武1号汚水幹線(26-6工区)下水道管布設工事の金入り設計書		10/8	公開		下水道整備課
358	10/7	請求	宮崎市中央卸売市場青果・水産棟屋根防水改修工事(その1)の金入り設計書		10/15	公開		市場課
359	10/7	請求	宮崎市介護老人保健施設さざんか苑大規模改修工事のうち建築主体工事の金入り設計書		10/17	公開		総務医事課
360	10/7	請求	宮崎市立生目南中学校底板改修工事の金入り設計書		10/15	公開		学校施設課
361	10/7	請求	宮崎市営住宅沓掛団地288棟、289棟新築工事のうち建築主体工事の金入り設計書		10/16	公開		住宅課
362	10/7	請求	宮崎市消防団清武分団第13部車庫新築工事の金入り設計書		10/14	公開		消防局総務課
363	10/7	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(15工区)但し橋梁下部工事の金入り設計書		10/16	公開		土木課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
364	10/8	申出	宮崎市市民活動保険制度について、 ・パンフレット、チラシ ・実施要綱、災害補償規定等 ・平成 26 年度契約時の仕様書 ・平成 26 年度契約時の入札及び見積り合わせ等の結果 ・平成 26 年度契約時の保険証書及び特約、明細書等(保険約款不要) ・平成 23、24、25 年度契約の事故件数及び支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)		10/14	公開		地域コミュニティ課
365	10/8	請求	宮崎市立生目中学校プール底板改修工事の金入り設計書		10/16	公開		学校施設課
366	10/8	請求	農業集落排水尾平処理場機能強化機械設備工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道施設課
367	10/8	請求	信成町マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道施設課
368	10/8	請求	花見 2 号・3 号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道施設課
369	10/8	請求	下倉 1 号・2 号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道施設課
370	10/8	請求	下村団地・久峰球場マンホールポンプ場電気機械設備工事の金入り設計書		10/16	公開		下水道施設課
371	10/8	請求	宮崎市介護老人保健施設さざんか苑大規模改修工事のうち機械設備工事の金入り設計書		10/17	公開		総務医事課
372	10/8	請求	清武汚水幹線(26-1)外下水道管布設工事の金入り設計書		10/15	公開		下水道整備課
373	10/9	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(4 工区)昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(5 工区)の金入り設計書		10/9	公開		市街地整備課
374	10/10	請求	平成 16 年度 法定外公共物に係る国有財産譲与申請書(〇〇〇) 平成 10 年 12 月 15 日査定境界確認願(宮崎土木事務所 10-12-9,第 596 号)		10/20	部分公開	第 7 条 第 2 号	佐土原・建設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
375	10/10	請求	西部地区道路維持舗装修繕工事(後期)の金入り設計書		10/15	公開		道路維持課
376	10/10	申出	旧字図 宮崎市〇〇〇、△△△、□□□番地			取り下げ		佐土原・農林水産課
377	10/10	請求	①平成20年～26年の間に宮崎市内で開設のあった理美容所の店舗数 ②宮崎市中央通、橘通西3丁目地域で営業許可を取得している美容所の店舗数		10/22	公開		保健衛生課
378	10/15	請求	平成26年8月25日見積合せに伴う見積調書 ・清武川水系水質検査業務 ・ゴルフ場農薬分析業務		10/28	部分公開	第7条 第6号	清武・市民生活課
379	10/15	請求	1. 平成26年5月14日見積合せに伴う見積調書 ・大瀬町・倉岡地区農業集落排水処理施設クリプトスポリジウム測定業務 ・高浜地区農業集落排水処理施設クリプトスポリジウム測定業務 2. 平成26年6月11日見積合せに伴う見積調書 ・事業場排水水質分析業務		11/29	部分公開	第7条 第6号	下水道施設課
380	10/15	請求	平成26年10月10日入札調書 富古浄水場管理棟移転に伴う水質検査業務		10/27	部分公開	第7条 第6号	浄水課
381	10/15	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のものまで		10/27	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
382	10/15	申出	建築計画概要書 計画通知第15号 平成26年10月2日付 SHC第H26SHC-H451017号 平成26年9月18日付 宮崎市第297号 平成26年9月30日付		10/27	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
383	10/17	請求	清武1号汚水幹線(26-6工区)下水道管布設工事の金入り設計書		10/20	公開		下水道整備課
384	10/17	請求	東部第二土地区画整理事業 電線共同溝工事(1工区)の金入り設計書		10/29	公開		区画整理課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
385	10/20	申出	平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日ま でに飲食店営業の許可を取得している店舗のう ち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住 所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名 (又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人の み) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業 許可年月日 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに飲食店営業の廃業届を取得して いる店舗のうち、次の事項 ①廃業所の屋号 ② 廃業所の住所 ③廃業所の電話番号 ④廃業申 請者の氏名(又は法人名) ⑤廃業申請者の住 所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人の み) ⑦廃業許可年月日		10/23	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
386	10/20	請求	平成 27 年度用 小学校教科用図書採択におけ る 採択協議会日程、委員名簿、議事録・調査 研究日程、委員名簿、研究資料(音楽科)		11/4	公開		学校教育課
387	10/20	申出	建築計画概要書 昭和 63 年 4 月 25 日 148 号		10/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
388	10/21	請求	ニッ立地区津波避難タワー築造工事 蛸原地区津波避難タワー築造工事の金入り設計 書		10/29	公開		危機管理課
389	10/21	請求	むかさ城跡ガイダンス施設改修工事の金入り設 計書		10/29	公開		文化財課
390	10/22	請求	住宅新築届(2014 年 7 月 1 日～2014 年 9 月 30 日)付定のあった宮崎市住居表示に関する条例 の第 3 条、宮崎市住居表示に関する条例施行規 則第 3 条にもとづく住居新築届及び住居表示台 帳		10/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
391	10/27	請求	東部 4 号街区公園整備工事の金入り設計書		11/6	公開		公園緑地課
392	10/28	請求	H26.10.28 現在 宮崎市保健所で許可をとった車 輛移動営業について ・氏名 ・住所 ・連絡先 ・ 業種 ・許可日 ・屋号		10/28	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
393	10/30	請求	(仮称)広瀬中地区公民館整備工事のうち外構 工事 の金入り設計書		11/5	公開		生涯学習課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
394	10/30	請求	宮崎市立東大宮中学校南校舎外壁改修工事の 金入り設計書(当初)		11/6	公開		学校施設課
395	11/4	申出	平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 30 日 までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧 表(食品営業許可台帳) ・屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所 電話番号・許可年月日・許可満了日についての 資料一覧表 ・自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業 を除く		11/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
396	11/4	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(4 工区) 昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(6 工区)の 金入り設計書		11/11	公開		市街地整備課
397	11/4	請求	下那珂汚水幹線(26-8 工区)外下水道管布 設工事の金入り設計書		11/6	公開		下水道整備課
398	11/4	請求	小松川水管橋架橋工事(但し下部工)の金入り設 計書		11/11	公開		水道整備課
399	11/4	請求	10 月度 建物解体情報		11/7	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
400	11/4	申出	平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日 までに新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏 名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期 間、業種		11/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
401	11/5	請求	〇〇〇(株)の埋立計画に際し、当該地の一部土 地の固定資産税の未納入金の弁済について、公 害の申立てが検討されている件。上記の処分決 定に関して、手続及びその経緯が全部わかる資 料		11/17	非公開	第 7 条 第 1 号 及び 第 3 号	納税管理課
402	11/5	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近の ものまで		11/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
403	11/5	申出	建築計画概要書 宮崎市第 317 号 平成 26 年 10 月 9 日付		11/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
404	11/6	申出	平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料及び該当の住居表示台帳		11/11	部分公開	第 7 条 第 1 号	区画整理課
405	11/6	申出	宮崎市に所在する「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」にかかる特定工場の平成 26 年 3 月末時点での「水質関連」「大気関連」①事業所名 ②所在地		11/18	公開		環境保全課
406	11/6	請求	都市計画道路吉村通線曾師工区(計画平面図)		11/7	公開		市街地整備課
407	11/6	請求	岡土地区画整理事業 74 号保留地整地工事の金入り設計書		11/10	公開		区画整理課
408	11/7	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 10 月 1 日～26 年 10 月 31 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		11/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
409	11/10	請求	灰ヶ野堀口線道路改良工事の金入り設計書		11/18	公開		田野・建設課
410	11/11	請求	岡土地区画整理事業 74 号保留地整地工事の金入り設計書		11/17	公開		区画整理課
411	11/11	請求	宮崎市にて利用・契約されている複写機の導入状況 平成 21～26 年度 契約書の写し		11/27	公開		契約課
412	11/11	請求	林道平谷線舗装改良工事(2 工区)の金入り設計書		11/14	公開		高岡・農林水産課
413	11/12	請求	平成 15 年度頃から国の減反政策の結果、実際の施策として宮崎市の 1 反あたり減反の奨励金としていくら支払ったのか分かる資料。		11/20	公開		農業振興課
414	11/13	請求	東大宮中学校南校舎屋上防水改修工事 田野中学校北校舎西棟屋上防水改修工事の金入り設計書		11/20	公開		学校施設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
415	11/13	請求	穆佐体育館外壁改修工事の金入り設計書		11/21	公開		文化スポーツ課
416	11/14	請求	下村橋マンホールポンプ場電気機械設備工事の 金入り設計書		11/28	公開		下水道施設課
417	11/14	請求	下村マンホールポンプ場電気機械設備工事の金 入り設計書		11/28	公開		下水道施設課
418	11/14	請求	熊牟田マンホールポンプ場電気機械設備工事の 金入り設計書		11/28	公開		下水道施設課
419	11/14	請求	木原1号マンホールポンプ場機械電気設備工事 の金入り設計書		11/28	公開		下水道施設課
420	11/14	請求	木花処理場脱臭設備外改築工事の金入り設計 書		11/28	公開		下水道施設課
421	11/14	請求	青葉台配水ポンプ所ポンプ設備更新工事の金入 り設計書		11/19	公開		水道施設課
422	11/14	請求	宮崎市赤江老人福祉センターソーラー用蓄熱槽 塩素注入装置設備工事の金入り設計書		11/25	公開		長寿支援課
423	11/14	請求	宮崎市保健所に届出のある出張マッサージ業者 のリスト		11/27	部分公開	第7条 第2号	保健医療課
424	11/14	請求	宮崎市自動車騒音常時監視業務の開札調書		11/20	部分公開	第7条 第6号	環境保全課
425	11/14	請求	汚泥分析業務の金入り設計書		11/20	公開		浄水課
426	11/19	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成25年度・貸借対照 表・事業活動収支報告書・資金収支計算書		11/25	公開		福祉総務課
427	11/19	申出	建築計画概要書 平成26年1月1日～直近のも のまで		12/2	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
428	11/19	申出	建築計画概要書 ERI第140400097号 平成26 年10月24日付け		12/2	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
429	11/20	申出	花ヶ島山崎線道路改良工事(15工区)但し橋梁 下部工の金入り設計書		12/2	公開		土木課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
430	11/20	申出	小松川水管橋架橋工事(但し下部工)の金入り設計書		11/26	公開		水道整備課
431	11/20	申出	障害者就労にかかる「就労継続支援事業(A型)」について、同事業者の指定を受けた株式会社やNPO法人、社会福祉法人等に対し、改善指導したことが分かる文書。改善指導を受けた当該事業者から提出された改善状況・結果がわかる文書。(2009～2014)			取り下げ		障がい福祉課
432	11/20	申出	生活保護受給者を受け入れしている病院(医療機関)に対し、改善指導したことがわかる文書。指導を受け、病院側から提出された改善結果を示す文書。(2009～2014)		11/26	非公開	不存在	社会福祉課
433	11/21	請求	清武総合運動公園第2野球場グラウンド整備工事(3工区芝生舗装)の金入り設計書		12/2	公開		公園緑地課
434	11/26	請求	(株)〇〇〇の物件にかかる宮崎市固定資産税台帳の記録		12/9	部分公開	第7条 第1号	資産税課
435	11/26	請求	宮崎処理場No. 5、6 初沈改築暴食塗装工事の金入り設計書		12/2	公開		下水道施設課
436	11/26	請求	清武1号汚水幹線(26-8工区)外下水道管布設工事 木原1号汚水幹線(26-2工区)下水管布設工事 清武2号汚水幹線(26-1工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		12/1	公開		下水道整備課
437	11/27	請求	建築概要書 No1877 No1312 No2053 No468 No997 No84 No1224 No206		12/10	部分公開	第7条 第3号	建築指導課
438	11/28	請求	合流地区かんきょ改築工事(26-4) 小松川総合流域防災事業に伴う下水道管移設工事の金入り設計書		12/12	公開		下水道整備課
439	11/28	申出	①昭和63年宮崎市都市計画街路事業「一ツ葉通線」拡幅に伴う用地買収及び営業補償等の地権者〇〇〇との協議録 ②前項に基づく土地建物売買契約書及び営業補償契約書並びに立木補償契約書③地権者の代替地確保のための三者(地権者、宮崎市、代替地所有者)契約書			取り下げ		都市計画課
440	12/1	請求	上田島汚水幹線(26-5工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		12/4	公開		下水道整備課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
441	12/1	申出	平成 26 年 11 月 1 日から平成 26 年 11 月 31 日 までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一 覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在 地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年 月日・許可満了日についての資料一覧表(自動 販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		12/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
442	12/1	請求	清武町 1 号汚水幹線(26-2 工区)外下水道管布 設工事の金入り設計書		12/4	公開		下水道整備課
443	12/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】 宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 11 月 1 日～26 年 11 月 31 日の新規営業許可)(自動販 売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内 容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者 氏名・初許可年月日・細分業種		12/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
444	12/2	申出	平成 26 年 11 月 1 日から平成 26 年 11 月 31 日 までに 新規で営業許可を取得した美容所の一 覧表		12/5	公開		保健衛生課
445	12/2	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のも のまで		12/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
446	12/3	請求	11 月度 建物解体情報		12/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
447	12/5	請求	下水道管路施設耐震化工事(26-7)の金入り設 計書		12/15	公開		下水道整備課
448	12/5	申出	平成 26 年 11 月 1 日から平成 26 年 11 月 30 日 までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・ 移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者 氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在 地、営業所電話番号、許可期間、業種		12/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
449	12/8	申出	薬局、特例販売業、店舗販売業一覧 許可業 種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開 設者名、休止情報(店舗販売業に関しては、上 記に加えて第 1 類医薬品の取扱いの有無、管理 者資格、薬剤師の有無		12/15	公開		保健衛生課
450	12/9	請求	花ヶ島通線外 5 線道路照明柱更新工事の金入り 設計書		12/10	公開		道路維持課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
451	12/8	請求	有限会社〇〇〇に関する営業許可について ・ 営業所の所在地 ・廃止日 ・屋号・営業の種類・ 有効期間		12/12	公開		保健衛生課
452	12/10	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成 23、24、25 年度 ・ 貸借対照表 ・事業活動収支報告書 ・資金収支 計算書		12/12	公開		福祉総務課
453	12/12	請求	都市公園等管理業務委託(天神山公園外)の金 入り設計書		12/16	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
454	12/12	請求	宮崎市営住宅樹木剪定外管理業務委託(大淀川 以北)の金入り設計書		12/24	部分公開	第 7 条 第 6 号	住宅課
455	12/12	請求	本郷雨水幹線外草刈等業務委託の金入り設計 書		12/17	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課
456	12/11	請求	阿波岐原森林公園市民の森の平面図(電子デー タ)		12/16	公開		公園緑地課
457	12/16	申出	建築計画概要書 計画通知第 25 号 平成 26 年 11 月 25 日付 H26SHC-H451021 号 平成 26 年 11 月 19 日付		1/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
458	12/16	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のも のまで		1/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
459	12/17	請求	平成 19 年度 宮崎駅西口拠点施設に係る整備 事業提案競技における募集要綱		12/22	公開		都市計画課
460	12/19	請求	宮崎市〇〇〇番地の住居表示台帳		12/19	公開		区画整理課
461	12/19	請求	〇〇〇から市に提出された書類(H19、H23、 H24、H25 農地・水保全管理事業)		12/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	農村整備課
462	12/24	請求	清武町全域における下水道整備状況についての 資料		12/26	公開		下水道整備課
463	12/24	請求	建築概要書 No934		1/7	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
464	12/26	請求	清武汚水準幹線(26-2 工区)下水道管布設工事 の金入り設計書		1/9	公開		下水道整備課
465	12/26	請求	宮崎市営住宅岡団地外 2 団地駐車場整備工事 の金入り設計書		1/6	公開		住宅課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
466	1/5	請求	12 月度 建物解体情報		1/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
467	1/6	請求	蓮ヶ池横穴群 2-8 横穴周辺外伐採等業務委託の 金入り設計書		1/15	部分公開	第 7 条 第 6 号	文化財課
468	1/7	請求	清武 1 号汚水幹線(26-1 工区)下水道管布設工 事 清武 1 号汚水幹線(26-2 工区)下水道管布設工 事 清武 1 号汚水幹線(26-4 工区)下水道管布設工 事 清武 1 号汚水幹線(26-5 工区)下水道管布設工 事 清武 1 号汚水幹線(26-7 工区)下水道管布設工 事の金入り設計書		1/14	公開		下水道整備課
469	1/7	申出	市内全域において、美容所、理容所開設に際し て届出をしている施設の一覧(平成 26 年 11 月 30 日現在)※既に廃業している施設は除く <項目 >名所、所在地、電話番号、申請者名(法人 名)、業種、確認年月日		1/20	公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
470	1/7	申出	平成 26 年 12 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日 までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一 覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在 地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年 月日・許可満了日についての資料一覧表(自動 販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		1/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
471	1/7	申出	平成 26 年 12 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日 までに 新規で営業許可を取得した美容所の一 覧表		1/20	公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
472	1/7	請求	宮崎市内に於いて平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に理容師法、美容師 法、クリーニング法、興行場法、旅館業法、公衆 浴場法及び食品衛生法に基づく飲食店営業・食 肉販売業・食肉処理業について開設届出のあっ たもの又は営業許可を取得したもののうち、次の 事項。①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営 業所の電話番号		1/20	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
473	1/7	申出	平成 26 年 12 月 1 日～12 月 31 日までに新規に 飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、 自動販売機は除く・屋号、申請者氏名、営業所 所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可期 間、業種について		1/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
474	1/8	請求	火災調査報告書の一部 宮崎市〇〇〇番地 平成 24 年 3 月 3 日 17 時 50 分頃		1/22	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 6 号	北消防署
475	1/8	請求	平成 26 年度 工番(更)第 16 号 県道城ヶ崎清 武線外 1 線配水管布設工事の金入り設計書		1/19	公開		水道整備課
476	1/8	請求	平成 26 年度 工番(更)第 62 号 池田台 1 号線 配水管布設替工事(その 2)の金入り設計書		1/19	公開		水道整備課
477	1/8	申出	建築概要書 No3823 63(12)8 No2017		1/22	公開		建築指導課
478	1/8	請求	建築概要書 No.11112630		1/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
479	1/9	請求	岡橋橋梁修繕工事(その 2)の金入り設計書		1/15	公開		建設課
480	1/9	請求	中尾橋橋梁修繕工事(その 2)の金入り設計書		1/15	公開		高岡・建設課
481	1/9	請求	共同利用施設西山崎センター外壁塗装改修工事 の金入り設計書		1/15	公開		環境保全課
482	1/9	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】 宮崎市内全域【対象】飲食店営業(26 年 12 月 1 日～26 年 12 月 31 日の新規営業許可)(自動販 売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内 容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者 氏名・初許可年月日・細分業種		1/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
483	1/9	請求	中村雨水幹線布設工事(3 工区)の金入り設計書		1/23	公開		区画整理課
484	1/9	請求	中村雨水幹線布設工事(3 工区)の金入り設計書			取り下げ		区画整理課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
485	1/9	請求	1 自動車騒音常時監視業務の開札調書 2 事業所排水の水質検査業務の見積もり調書		1/21	部分公開	第7条 第6号	環境保全課
486	1/14	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のものまで		1/22	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
487	1/14	申出	建築計画概要書 KJH14-02816-1号 平成26年12月10日付け		1/22	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
488	1/15	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(3工区)の金入り設計書		1/20	公開		市街地整備課
489	1/19	請求	橘公園管理業務委託の金入り設計書		1/26	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
490	1/19	請求	錦町通線外42線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		1/22	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
491	1/22	請求	火災調査報告書の全部 宮崎市〇〇〇番地平成24年3月3日 17時50分頃		2/5	部分公開	第7条 第2号 及び 第6号	北消防署
492	1/22	請求	準用河川産母川河川改修工事(但し橋梁上部工)の金入り設計書		1/29	公開		土木課
493	1/22	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(6工区)の金入り設計書		1/26	公開		市街地整備課
494	1/22	請求	下北方配水池築造工事の金入り設計書		1/27	公開		水道施設課
495	1/23	申出	宮崎市内で営業している居酒屋スーパー(飲食店営業・食肉販売業・販売業)について、屋号、住所、電話番号 平成21年1月1日以降の新規及び更新		2/5	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
496	1/26	請求	2014年11月6日、市立中学の教諭51歳が生徒に頸椎捻挫させたことについての文書		2/9	非公開	不存在	学校教育課
497	1/28	請求	八重配水ポンプ所築造工事(第1回変更)の金入り設計書		2/5	公開		水道施設課
498	1/28	請求	和田山3号線外1道路改良工事の金入り設計書		2/10	公開		佐土原・建設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
499	1/28	申出	〇〇〇について ①宮崎市との残置森林に関する協定書 ②過去の指導が分かる書類 ③ゴルフ場の経営者の推移の分かるもの ④伐採届出書		2/9	部分公開	第7条 第3号	森林水産課
500	1/28	請求	〇〇〇について ①宮崎市との残置森林に関する協定書 ②過去の指導が分かる書類 ③ゴルフ場の経営者の推移の分かるもの ④伐採届出書		2/9	部分公開	第7条 第2号	森林水産課
501	1/28	請求	加納公園整備工事(7工区造成工事) 本野原遺跡保存整備工事(1工区造成工事)の 金入り設計書		2/9	公開		公園緑地課
502	1/28	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のものまで		2/10	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
503	1/28	申出	建築計画概要書 計画通知第32号 平成27年 1月26日付 第478号 平成27年1月22日付		2/10	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
504	1/28	請求	住宅新築届(2014年10月1日～2014年12月 31日)付定のあった宮崎市住居表示に関する条 例の第3条、宮崎市住居表示に関する条例施行 規則第3条にもとづく住居新築届及び住居表示 台帳		2/9	部分公開	第7条 第2号	区画整理課
505	1/28	申出	平成26年10月1日～12月31日までに飲食店 営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ① 屋号 ②住所 ③電話番号 ④営業者氏名 ⑤ 営業者住所 ⑥申請者電話番号 ⑦営業許可年 月日		2/9	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
506	1/29	請求	平成26年度佐土原町域河川水水質検査業務 平成26年度佐土原町域地下水水質測定業務の 開札調書		2/4	非公開	不存在	佐土原・地域総 務課
507	1/30	請求	宮崎市衛生処理センターに係る委託業務の入札 等関係書類一式 ①衛生処理センター消防設備 点検業務委託 ②衛生処理センター清掃業務委 託 ③衛生処理センター造園管理業務委託 ④ 旧衛生処理センター跡地草刈業務委託 ⑤衛生 処理センター自動ドア保守点検業務委託 ⑥衛 生処理センタートラックスケール点検業務委託		2/3	部分公開	第7条 第6号	廃棄物対策課
508	1/30	請求	宮崎市〇〇〇番地付近の地番図		2/2	公開		資産税課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
509	2/2	請求	〇〇〇(株)の委任代理人△△△として面談をした件の関係書類一式 ②〇〇〇(株)の課税の正当性の件 時効5年を経過したと見るか、時効の中断している件が正当性を有するかの関係書類		2/16	非公開	不存在	納税管理課
510	2/2	請求	「東九州高速道路(清武～北郷間)のトンネル工事」に係る、「宮崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」について過去に届出された関係書類 9月22日以降申請のもの			取り下げ		森林水産課
511	2/2	請求	「東九州高速道路(清武～北郷間)のトンネル工事」に係る、「宮崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」について過去に届出された関係書類 9月22日以降申請のもの			取り下げ		農業委員会事務局
512	2/2	請求	「東九州高速道路(清武～北郷間)のトンネル工事」に係る、「宮崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」について過去に届出された関係書類 9月22日以降申請のもの			取り下げ		開発指導課
513	2/2	請求	加納公園整備工事(7工区造成工事)の金入り設計書		2/9	公開		公園緑地課
514	2/2	申出	宮崎市〇〇〇番地外4筆 平成7年5月18日現地査定調査		2/4	部分公開	第7条第2号	用地管理課
515	2/2	請求	1月度 建物解体情報		2/5	部分公開	第7条第2号	建築指導課
516	2/2	申出	平成27年1月1日から平成27年1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表 ※屋号、営業所所在地、申請者氏名、業態、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日の一覧 (自販機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		2/9	部分公開	第7条第3号	保健衛生課
517	2/3	申出	宮崎市固定資産(土地)評価事務取扱要領 宮崎市固定資産税過誤納金返還要領		2/4	公開		資産税課
518	2/3	申出	1. 産業廃棄物処理施設設置許可申請書 2. 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 3. 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 4. 産業廃棄物最終処分場跡地指定区域台帳		2/17	部分公開	第7条第3号	廃棄物対策課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
519	2/3	申出	あんまマッサージ指圧師、針師、灸師等に関する法律及び柔道整復師法に基づき届け出された宮崎市内の施術所の一覧 26 年 1 月～27 年 1 月 30 日まで 営業名所、住所、電話番号、開設日		2/12	公開		保健医療課
520	2/3	申出	飲食店の新規検査、申請を行った事業所の一覧（移動、臨時、自動、スナック、キャバクラ、コンビニは除く） 26 年 1 月～27 年 1 月 30 日まで 営業名所、住所、電話番号、開設日			取り下げ		保健衛生課
521	2/4	請求	上田島汚水幹線(26-4 工区)外下水道管布設工事の金入り設計書		2/18	公開		下水道整備課
522	2/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(27 年 1 月 1 日～27 年 1 月 31 日の新規営業許可) ・自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く 【内容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		2/9	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
523	2/4	申出	平成 25 年度 PCB 廃棄物の保管および処分状況等届出一覧		2/6	公開		廃棄物対策課
524	2/4	請求	宮崎中央公園催し物広場芝生改修工事の金入り設計書		2/6	公開		公園緑地課
525	2/4	請求	大島通線配水管布設工事(その1) 松小路江原 1 号線配水管布設替工事 上町平小牧線配水管布設替工事 堀口・内之八重・杵木橋地区配水管布設工事 働馬寄管井 2 号線配水管布設替工事 上記工事の①位置図②図面③金入り設計書		2/17	公開		水道整備課
526	2/4	請求	既設公園リフレッシュ事業にかかわる書類 ・宮崎中央公園防災ベンチ ・平和が丘公園園路		2/5	公開		公園緑地課
527	2/4	申出	平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		2/9	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
528	2/5	申出	平成 26 年 11 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料及び該当の住居表示台帳		2/13	部分公開	第 7 条 第 1 号	区画整理課
529	2/5	請求	公園通り線外 1 線舗装打換工事の金入り設計書		2/17	公開		田野・建設課
530	2/5	請求	学ノ木南原線舗装打換工事の金入り設計書		2/17	公開		田野・建設課
531	2/6	請求	平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までに締結した損害保険の内、保険料が 5 万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し		2/20	部分公開	第 7 条 第 3 号	総務法制課ほか
532	2/9	請求	大塚台 1 号線外 45 線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		2/16	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
533	2/9	請求	生目古墳群史跡公園等管理業務委託の金入り設計書		2/16	部分公開	第 7 条 第 6 号	文化財課
534	2/9	申出	平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、営業所所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		2/13	公開		保健衛生課
535	2/9	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		2/18	部分公開	第 7 条 第 6 号	浄水課
536	2/10	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		2/24	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
537	2/10	請求	宮崎市〇〇〇番地 住居表示台帳		2/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
538	2/13	申出	平成 26 年 10 月 1 日から本日までの間に新規に飲食店営業許可を取得したものの内、次の事項 ・屋号 ・電話番号 ・住所 ・代表者氏名 ・営業許可年月日(臨時・自動販売・移動を除く)		3/3	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
539	2/15	請求	和田山 3 号線外 1 道路改良工事の金入り設計書		2/25	公開		佐土原・建設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
540	2/16	請求	〇〇〇に関する騒音測定結果に関する書類 (H25、26)		2/20	部分公開	第7条 第2号	環境保全課
541	2/16	請求	〇〇〇(株)の代理委任を証明する書類一式(印鑑 証明書、〇〇〇(株)が発行した△△△に対する委 任状		3/2	非公開	第7条 第1号 及び 第3号	納税管理課
542	2/17	請求	宮崎市〇〇〇番地 航空写真 地番図		2/20	公開		資産税課
543	2/18	請求	平成26年12月1日～2月15日までに新規申請 のあった飲食店、理美容のリスト、店名、住所、 電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば 法人名(代表者名)住所、電話番号のリスト		3/3	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	保健衛生課
544	2/19	請求	〇〇〇に関する振動、騒音測定に関する書類 特定施設及び騒音発生施設の使用届書・受理 書・変更届書		2/25	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	環境保全課
545	2/19	請求	宮崎市〇〇〇番地付近の写真 1/500 1/750 1/1000 1/250 A3 カラー		3/3	公開		資産税課
546	2/19	請求	宮崎市〇〇〇番地の住居表示台帳		2/24	公開		区画整理課
547	2/19	請求	平成22年8月16日 確認通知番号 323 (宮崎 市〇〇〇番地) 確認申請書等		2/26	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	建築指導課
548	2/20	請求	中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契 約) の金入り設計書		3/4	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
549	2/23	申出	市内の飲食店営業許可施設一覧(自販機、露 店、移動販売除く) ①屋号 ②営業所在地 ③ 営業者氏名 ④現在の許可年月日		3/4	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
550	2/23	申出	昭和45年の宮崎市都市計画図 No34 40 41		2/24	公開		都市計画課
551	2/24	請求	宮崎市内で平成26年1月1日から平成27年2 月24日までに新規確認を受けた理美容所・住 所、電話番号、屋号、開設者住所		3/6	公開		保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
552	2/25	請求	和田山3号線外1道路改良工事の金入り設計書		3/2	公開		佐土原・建設課
553	2/25	請求	氏名〇〇〇(宮崎市△△△番地)の交通事故にか かる救急活動報告書		3/11	部分公開	第7条 第2号	住吉出張所
554	2/25	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近の ものまで		3/10	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
555	2/25	申出	建築計画概要書 平成27年1月22日付 KJH14-02995-1号		3/10	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
556	2/26	請求	北部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4～ 9月)に関する実施設計書		3/10	公開		道路維持課
557	2/26	請求	宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館防水 改修工事 宮崎市那珂地区農業構造改善センター多目的ホ ール棟屋根防水改修工事 穆佐体育館屋上防水改修工事の金入り設計書		3/12	公開		文化スポーツ課
558	2/26	請求	宮崎市営住宅祇園団地60棟屋上防水改修工事 宮崎市営住宅立和原団地229・230棟屋上防水 改修工事 宮崎市営住宅希望ヶ丘団地185・186屋上防水改 修工事 宮崎市営住宅国富が丘団地223棟屋上防水改 修工事 宮崎市営住宅国富が丘団地219・220棟屋上防 水改修工事の金入り設計書		3/12	公開		住宅課
559	2/26	請求	宮崎市立図書館屋上防水改修工事 住吉公民館大集会室屋根改修工事の金入り設 計書		3/12	公開		生涯学習課
560	2/26	請求	宮崎市立共同利用施設月見ヶ丘6次センター屋 上防水改修工事 宮崎市立共同利用施設津和田センター屋根屋上 防水改修工事 宮崎市立共同利用施設南赤江センター屋根防水 改修工事の金入り設計書		3/12	公開		環境保全課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
561	2/26	請求	田野中学校北校舎西棟屋上防水改修工事 国富小学校中校舎東棟外 1 棟外壁改修及び屋 上防水改修工事 広瀬西小学校校舎屋上防水改修工事 大塚小学校屋内運動場屋根防水改修工事 櫛小学校屋内運動場屋根防水改修工事 西池小学校南校舎屋上防水改修工事 本郷中学校南校舎屋根防水改修工事 大淀小学校北校舎屋上防水改修工事 東大宮中学校南校舎屋上防水改修工事 住吉中学校屋内運動場屋根防水部分改修工事 高岡中学校屋内運動場屋根防水改修外工事の 金入り設計書		3/12	公開		学校施設課
562	2/26	請求	佐土原総合支所庁舎屋上防水改修工事の金入 り設計書		3/12	公開		管財課
563	2/26	請求	中央卸売市場青果倉庫A棟屋根防水改修工事 (その 1、2) 青果・水産棟屋根防水改修工事(その 1、2) 公設地方卸売市場水産部卸売場活魚槽設置工 事 の金入り設計書		3/12	公開		市場課
564	2/26	請求	介護老人保健施設さざんか苑大規模改修工事 のうち屋上防水改修工事の金入り設計書		3/12	公開		総務医事課
565	2/26	請求	木花児童センター屋上防水改修工事の金入り設 計書		3/12	公開		子育て支援課
566	2/26	請求	那珂地区公民館屋上防水改修工事の金入り設 計書		3/12	公開		地域コミュニティ 課
567	2/26	請求	江平小学校給食室屋上防水改修工事の金入り 設計書		3/12	公開		保健給食課
568	2/26	請求	下北方浄水場排水処理棟屋根防水工事の金入 り設計書		3/10	公開		浄水課
569	2/26	申出	平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日ま でに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例 第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の新 築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付 日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料 と該当の住居表示台帳又は位置図		3/4	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
570	2/27	請求	公共柵設置業務委託 学園木花台(〇〇〇宅) 緊急取付管補修工事 金額入り設計書		3/9	公開		下水道整備課
571	3/2	請求	1 平成 26 年 11 月 21 日、宮崎南警察署が中央 保健所を経て、宮崎県知事に、精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律第 23 条に基づく通報 を行った自殺念慮のある男性(以下「A」という。) について、精神保健指定医に同法第 27 条第 1 項 による診察を行わせた結果、同法第 28 条の 2 に よる厚生労働省の定める基準にしたがい「当該 診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及 び保護のために入院させなければその精神障害 のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐 れがない」という判定が行われた後、宮崎県中央 保健所から情報提供を受けた宮崎市保健所にお いて、Aの自殺防止のために取られた対応の記 録 2 平成 26 年 11 月 21 日、Aが自殺した後、宮崎 市保健所において、情報提供から自殺までの対 応を検証した記録		3/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	健康支援課
572	3/2	申出	平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日ま でに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、営業所所在地、電話番号、確認年 月日、開設者名		3/10	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
573	3/2	請求	防犯灯維持管理費補助及び取替工事補助に対 する「補助金等交付決定書」 H22-26		3/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	地域コミュニティ 課
574	3/2	請求	防犯灯補助金交付申請一式(維持管理費補助 金、取替工事費補助金、新設工事補助金) H25-26		3/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	地域コミュニティ 課
575	3/2	請求	自治会未加入対策事業に対する「補助金等交付 決定書兼確定通知書」 H22-26		3/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	地域コミュニティ 課
576	3/2	請求	H23、26 宮崎駅前地区自治会補助金申請に係 わる一切の書類		3/11	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	地域コミュニティ 課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
577	3/2	請求	2 月度 建物解体情報		3/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
578	3/4	申出	平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日ま でに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、営業所所在地、電話番号、確認年 月日、開設者名		3/9	公開		保健衛生課
579	3/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】 宮崎市内全域【対象】飲食店営業(27 年 2 月 1 日 ～27 年 2 月 28 日の新規営業許可)(自動販売 機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内 容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者 氏名・初許可年月日・細分業種		3/10	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
580	3/5	申出	平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日ま でに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移 動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏 名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、 営業所電話番号、許可期間、業種		3/10	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
581	3/6	請求	宮崎市内で平成 27 年 2 月 25 日から平成 27 年 3 月 5 日までに新規確認を受けた理美容所・住 所、電話番号、屋号、開設者住所		3/13	公開		保健衛生課
582	3/9	申出	医療法人〇〇〇に対する社会福祉施設等施設 整備費補助金の交付決定通知の写し 平成 21 年度から最新のものまで全て		3/10	公開		障がい福祉課
583	3/9	請求	南部 1 地区都市公園等維持修繕工事 中央東地区都市公園等維持修繕工事 北部地区都市公園等維持修繕工事の金入り設 計書		3/17	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
584	3/9	請求	清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(4 工区張芝工)の金入り設計書		3/17	公開		文化スポーツ課
585	3/10	請求	建設企業、市民経済常任委員会に係る、平成 22 ～23 年度議事録		3/24	部分公開	第 7 条 第 1 号	議会・総務課
586	3/10	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のも のまで		3/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
587	3/10	申出	建築計画概要書 ERI14057234 号 平成 27 年 2 月 10 日付 ERI15002431 号 平成 27 年 2 月 23 日		3/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
588	3/11	請求	錦町通線外 43 線街路樹維持管理業務委託 南宮崎駅東通線外 29 線街路樹維持管理業務委託 学園通線外 63 線街路樹維持管理業務委託 大塚台 2 号線外 11 線草刈業務委託 鍋ヶ谷相ヶ迫線外 19 線草刈業務委託の金入り 設計書		3/18	公開		道路維持課
589	3/13	請求	宮崎市内で平成 27 年 3 月 6 日から平成 27 年 3 月 13 日までに新規確認を受けた理美容所・住 所、電話番号、屋号、開設者住所		3/20	非公開	不存在	保健衛生課
590	3/13	申出	有料老人ホームの重要事項説明書 〇〇〇ほか 9 件		3/23	公開		長寿支援課
591	3/16	請求	下江上畑線外 25 線草刈業務委託の金入り設計 書		3/17	公開		道路維持課
592	3/16	請求	生目の杜遊古館植栽管理業務委託の金入り設 計書		3/30	部分公開	第 7 条 第 6 号	文化財課
593	3/16	請求	佐土原城跡花しょうぶ園育成管理業務委託の金 入り設計書		3/30	部分公開	第 7 条 第 6 号	文化財課
594	3/16	申出	平成 27 年 3 月 9 日までの間に宮崎市において営 業許可のある飲食店一覧		3/23	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
595	3/17	請求	平成 26 年 12 月 30 日、宮崎市〇〇〇番地△△ △方において発生した火災にかかる火災原因の 調査及びその結果について記載された書類		3/26	部分公開	第 7 条 第 2 号、 第 4 号 及び 第 6 号	南消防署
596	3/18	請求	平成 26 年度青島第 24 区水道施設整備工事の金 入り設計書		3/25	公開		水道整備課
597	3/20	請求	平成 26 年度都市公園等管理業務委託の金入り 設計書		3/25	部分公開	第 7 条 第 6 号	佐土原・建設課
598	3/20	請求	生目の杜運動公園植栽管理業務委託の金入り 設計書		3/30	部分公開	第 7 条 第 6 号	文化スポーツ課
599	3/20	請求	大宮 2 号線雨水幹線外草刈等業務委託の金入り 設計書		3/25	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
600	3/23	請求	清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(4工区張芝工)の金入り設計書		3/31	公開		文化スポーツ課
601	3/23	請求	清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(5工区張芝工)の金入り設計書		3/31	公開		文化スポーツ課
602	3/23	請求	清武総合運動公園第2野球場グラウンド整備工事(3工区芝生舗装)の金入り設計書		3/26	公開		公園緑地課
603	3/23	請求	清武総合運動公園第2野球場グラウンド整備工事(4工区芝生舗装)の金入り設計書		3/26	公開		公園緑地課
604	3/23	請求	平成27年度下北方松橋線外30線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		3/30	公開		道路維持課
605	3/23	請求	平成27年度学園通線外63街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		3/30	公開		道路維持課
606	3/23	請求	平成27年度錦町通線外43線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		3/30	公開		道路維持課
607	3/23	申出	建築計画概要書 ①1998(H5. 2.16) ②No.164 ③No.76		4/3	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
608	3/24	請求	平成27年1月～平成27年2月末までに飲食店及び理美容の営業許可を新規で取得した施設。ただし仮設、実演簡易営業、自動車移動販売、自動販売機、コンビニを除く固定店舗のみ。		4/2	公開		保健衛生課
609	3/24	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のものまで			部分公開	第7条 第2号	建築指導課
610	3/24	申出	建築計画概要書 第539号 平成27年3月5日付			部分公開	第7条 第2号	建築指導課
611	3/25	申出	大塚台1号線外39街路樹維持管理業務委託 学園通線外63線街路樹維持管理委託(平成27年度)の金入り設計書		3/27	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
612	3/25	請求	宮崎市内で平成27年3月6日から平成27年3月25日までに新規確認を受けた理美容所、まつ毛エクステサロンの次の事項 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		4/2	非公開	不存在	保健衛生課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
613	3/25	請求	平成 23 年 3 月 16 日(宮崎市議会)建設企業委員会に係る当局側出席者の事情聴取において、中心市街地活性化協議会に報告し国にも報告する内容等のレポートを作成している書面。		4/7	公開		商業労政課
614	3/26	申出	自動車騒音常時監視業務 入札結果及び仕様書		3/31	部分公開	第 7 条 第 6 号	環境保全課
615	3/26	請求	平成 27 年 4 月 26 日執行宮崎市議会議員候補予定者一覧		4/6	公開		選挙管理委員会事務局
616	3/26	請求	平成 27 年 3 月 24 日入札 宮崎市立久峰中学校南校舎東棟外壁改修工事の金入り設計書		3/31	公開		学校施設課
617	3/27	請求	清武総合運動公園第 2 野球場園路整備工事(1 工区排水工)の金入り設計書		4/7	公開		公園緑地課
618	3/27	請求	本郷雨水幹線外草刈等業務委託(第 1 回変更)の金入り設計書		3/31	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課
619	3/30	請求	平成 27 年度大島通線外 25 線街路樹維持管理業務委託他 17 件の金入り設計書		3/31	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
620	3/30	請求	清武総合運動公園第一野球場グラウンド改修工事(2 工区)他 13 件の金入り設計書		4/8	公開		公園緑地課
621	3/30	請求	都市公園等管理業務委託(垂水公園外)他 21 件の金入り設計書		4/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
622	3/30	請求	平成 27 年度橘公園花壇(橘通東 1 丁目)外 2 箇所草花植栽管理業務委託 平成 27 年度橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 平成 27 年度橘公園花壇(市役所前)草花植栽管理業務委託 平成 27 年度国道 220 号外 3 箇所植栽管理業務委託 平成 27 年度一ツ葉通線外 4 線草花植栽管理業務委託 平成 27 年度曾山寺花壇草花植栽管理業務委託 平成 27 年度青島停車場線外 2 線草花植栽管理業務委託 平成 27 年度錦町通線外 2 線草花植栽管理業務委託		4/13	部分公開	第 7 条 第 6 号	景観課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
622	3/30	請求	平成 27 年度宮崎駅東通線外 2 線草花植栽管理 業務委託 平成 27 年度清武通線外 3 線草花植栽管理業務 委託 平成 27 年度阿波岐原団地北線外 3 線草花植栽 管理業務委託 平成 26 年度花回遊重点花壇整備工事(1 工区) 平成 26 年度花回遊重点花壇整備工事(2 工区) 平成 26 年度花回遊重点花壇整備工事(3 工区) 平成 26 年度花回遊重点花壇整備工事(4 工区) の金入り設計書		4/13	部分公開	第 7 条 第 6 号	景観課
623	3/30	請求	平成 25 年度宮崎市営住宅丸山団地新築工事の うち植栽工事の工事内訳書(金額入り)一式		4/7	公開		住宅課
624	3/30	請求	清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(4 工区張芝工) 清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(5 工区張芝工)の金入り設計書		4/10	公開		文化スポーツ課
625	3/30	請求	平成 27 年 10 月 29 日入札 宮崎市立宮崎港小 学校外溝整備工事の金入り設計書		4/3	公開		学校施設課
626	3/30	請求	五十鈴川外 21 箇所河川維持工事の金入り設計 書		4/10	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課
627	3/30	請求	池内配水池植栽工事の金入り設計書		4/8	公開		配水管理課
628	3/30	請求	(仮称)城の駅及び(仮称)佐土原中地区公民館 整備工事のうち植栽工事の金入り設計書		4/6	公開		企画政策課
629	3/30	請求	(仮称)加納地区公立公民館建設事業 工事用 道路整備工事(移植工)の金入り設計書		4/8	公開		生涯学習課
630	3/30	請求	青島参道南広場整備工事(広場造成工事) 青島参道南広場整備工事(園路整備工事)の金 入り設計書		4/8	公開		観光課
631	3/30	請求	平成 25 年度久谷川外 1 河川維持工事(但し除草 工) 松小路 1 号雨水幹線外 4 維持工事の金入り設計 書		4/3	部分公開	第 7 条 第 6 号	佐土原・建設課

No.	受付 日	受付 区分	公文書の内容	延長決 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
632	3/30	請求	錦町通線歩道段差改善工事(但し道路植栽工その2) 飛江田空港線外1線道路維持工事 橘通老松1号線外街路樹補植工事 恵美須通線外街路樹補植工事 学園通線歩道改修工事の金入り計画		3/31	公開		道路維持課
633	3/30	請求	生目14号墳整備工事 蓮ヶ池横穴群保存整備工事の金入設計書		4/6	公開		文化財課
634	3/30	請求	飛江田山川線道路改良工事(23工区)但し緑化工 大丸橋橋梁整備工事(7工区)但しやっこ荘芝生 広場復旧工の金入り設計書(当初)		4/10	公開		土木課
635	3/30	請求	宮崎市〇〇〇番地の住居表示台帳		3/31	部分公開	第7条 第2号	区画整理課
636	3/30	申出	建築計画概要書 No3292(47.12.16)、No437 (48.5.29)		4/3	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	建築指導課
637	3/31	請求	平成26年度下北方浄水場及び富吉浄水場外草 刈庭園管理業務委託の金入り設計書		4/8	部分公開	第7条 第6号	浄水課

2 個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成26年度）

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/1	開示	戸籍に関する交付請求書		4/11	部分開示	第15条 第6号	市民課
2	4/9	開示	生活保護関係申請書一式		4/17	開示		社会福祉課
3	4/11	開示	建築確認申請書		4/16	部分開示	第15条 第6号	建築指導課
4	4/21	開示	債務承認及び分納誓約書 代理納付依頼書		4/28	開示		社会福祉課
5	4/30	開示	生活保護費支給内訳書		5/13	開示		社会福祉課
6	4/28	開示	保護決定調書		5/7	開示		社会福祉課
7	6/5	開示	個人情報を取り扱うシステムのアクセス履歴			取り下げ		国保年金課
8	6/5	開示	個人情報を取り扱うシステムのアクセス履歴			取り下げ		情報政策課
9	6/9	開示	戸籍に関する交付請求書		6/20	部分開示	第15条 第6号	市民課
10	6/9	開示	住民票の写しに関する交付請求書		6/20	部分開示	第15条 第6号	市民課
11	6/9	開示	戸籍に関する交付請求書		6/20	不開示	不存在	市民課
12	6/9	開示	住民票の写しに関する交付請求書		6/20	開示		市民課
13	6/13	開示	診療報酬明細書		6/27	開示		国保年金課
14	6/16	開示	土地売買契約書		6/19	部分開示	第15条 第6号	佐土原・地域総務課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
15	6/23	開示	救急活動報告書		7/4	部分開示	第 15 条 第 6 号	南消防署
16	7/3	開示	建物図面		7/9	開示		資産税課
17	7/17	開示	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書		7/17	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民税課
18	7/18	開示	採用試験の点数		7/28	開示		人事課
19	7/18	開示	採用試験の点数		7/28	開示		人事課
20	7/18	開示	採用試験の点数		7/28	開示		人事課
21	7/18	開示	採用試験の点数		7/28	開示		人事課
22	7/18	開示	採用試験の点数		7/28	開示		人事課
23	7/18	開示	採用試験の点数		7/29	開示		人事課
24	7/18	開示	採用試験の点数		7/28	開示		人事課
25	7/22	開示	採用試験の点数		7/29	開示		人事課
26	7/22	開示	救急活動報告書		8/4	部分開示	第 15 条 第 6 号	東分署
27	7/23	開示	戸籍附票に関する交付請求書		8/5	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
28	7/23	開示	採用試験の点数		7/29	開示		人事課
29	7/24	開示	戸籍謄抄本の交付請求書		8/6	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
30	8/20	開示	採用試験の点数		8/22	開示		人事課
31	8/25	開示	戸籍の附票に関する交付請求書		9/5	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
32	8/28	開示	戸籍の謄本、抄本に関する交付請求書		9/5	開示		市民課
33	9/1	開示	印鑑登録証明書の発行履歴		9/12	開示		赤江地域センター
34	9/2	開示	建物図面		9/5	開示		資産税課
35	9/5	開示	戸籍謄抄本の交付請求書		9/11	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
36	9/9	開示	採用試験の点数		9/16	開示		人事課
37	9/10	開示	採用試験の点数		9/16	開示		人事課
38	9/11	開示	印鑑登録証明書がいつ、どこで、何通取得されたか確認できる書類		9/18	不開示	不存在	市民課
39	9/17	開示	戸籍謄抄本、戸籍の附表、住民票の交付請求書		9/30	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
40	9/19	開示	採用試験の点数		9/26	開示		人事課
41	9/24	開示	納税関係、市民税関係、固定資産税関係の交付請求書		10/8	開示		市民課
42	9/24	開示	納税関係、市民税関係、固定資産税関係の交付請求書		10/8	開示		市民課
43	10/3	開示	住民票の写しと戸籍の附票の交付請求書の写し		10/14	不開示	不存在	市民課
44	10/24	開示	採用試験の点数		10/28	開示		人事課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
45	10/27	開示	住民票の写しの交付請求書		10/31	不開示	不存在	市民課
46	10/27	開示	診療報酬明細書		11/5	開示		国保年金課
47	10/30	開示	固定資産に関する税証明の交付請求書		11/12	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
48	10/31	開示	採用試験の点数		11/5	開示		消防・総務課
49	11/4	開示	住民基本台帳カードによって交付された証明書 発行の有無、履歴について		11/7	不開示	不存在	市民課
50	11/7	開示	介護認定を受けてからの認定結果のわかる資料 認定の際に調査員が作成した調査票 認定の際に主治医が作成した主治医意見書		11/13	部分開示	第 15 条 第 3 号	介護保険課
51	11/12	開示	住民票、戸籍の附票に関する交付請求書		11/20	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
52	12/4	開示	介護認定の際に、調査員が作成した調査票及び 主治医が作成した意見書 介護認定を受けてからの介護度が分かる資料		12/9	部分開示	第 15 条 第 3 号	介護保険課
53	12/25	開示	介護保険の要介護認定の際に調査員が作成した 調査票及び主治医が作成した主治医意見書 過去の介護度が分かるもの		12/26	部分開示	第 15 条 第 3 号	介護保険課
54	1/7	開示	住民基本台帳カードの利用記録		1/20	不開示	不存在	市民課
55	1/27	開示	採用試験の点数		1/30	開示		人事課
56	2/4	開示	住民基本台帳カードの発行履歴		2/5	開示		市民課
57	2/16	開示	土地売買契約書		2/17	部分開示	第 15 条 第 6 号	佐土原・地域総 務課
58	2/17	開示	柔道整復施術療養費支給申請書			取り下げ		国保年金課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定 定期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
59	2/17	開示	柔道整復施術療養費支給申請書			取り下げ		国保 年金課
60	2/19	開示	診療報酬明細書		3/3	開示		国保 年金課
61	2/20	開示	住民票・戸籍の交付請求書		3/5	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
62	2/24	開示	児童記録票		3/9	部分開示	第 15 条 第 2 号 及び 第 5 号 及び 第 6 号	子育て支援課
63	3/11	開示	戸籍謄抄本と住民票の写しの交付請求書		3/25	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
64	3/17	開示	柔道整復施術療養費支給申請書		3/19	開示		国保年金課
65	3/17	開示	柔道整復施術療養費支給申請書		3/19	開示		国保年金課
66	3/19	開示	児童記録票		3/31	部分開示	第 15 条 第 2 号 及び 第 5 号 及び 第 6 号	子育て支援課
67	3/24	開示	住民票請求があった際の申請書全部の書類		3/31	部分開示	第 15 条 第 6 号	市民課
68	3/30	開示	印鑑登録をしてから今までの印鑑証明書 住民票の交付請求書		4/9	開示		市民課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年 3 月29日
条例第 3 号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年 3 月23日条例第 3 号 平成21年12月25日条例第53号
宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1） 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- （2） 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- （3） 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る

公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方

公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

（手数料等）

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2）裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）不服申立人及び参加人

（2）公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（2）不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4

月 1 日) 前に作成し、又は取得した公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第 6 条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第 6 条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第 13 条に規定する不服申立ては、新条例第 18 条に規定する不服申立てとみなす。

6 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第 14 条第 1 項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第 21 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3 町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の 3 町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成 14 年佐土原町条例第 14 号）及び田野町情報公開条例（平成 14 年田野町条例第 34 号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成 14 年清武町条例第 24 号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 16 年 12 月 20 日条例第 34 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 20 日条例第 76 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7 月26日
規則第38号

改正 平成17年 3 月31日規則第30号 平成18年 3 月31日規則第10号
平成21年 3 月30日規則第10号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1） 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）

（2） 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）

（3） 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 公開請求の年月日

（2） 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（3） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（費用負担）

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第9号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 公文書の公開の請求及び申出の状況
- (2) 公文書の公開決定等の状況
- (3) 不服申立ての件数及びその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年 3 月31日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月30日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。			

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、不服申立人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

4 個人情報保護関係例規

(1) 宮崎市個人情報保護条例

平成14年 3 月29日
条例第 2 号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第75号
	平成19年 3 月23日条例第 2 号	平成21年 3 月30日条例第 2 号
	平成21年12月25日条例第52号	

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関

する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求又は申出をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を利用することに事

務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただ

し、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号

に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
 - (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
 - (3) 本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
 - (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
 - (5) 本市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
 - (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
 - (7) 未成年者等の個人情報であって、当該未成年者等の法定代理人に開示することが、当該未成年者等の利益に反すると認められるもの
- (部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場

合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る 개인정보が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条及び第26条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該 개인정보が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

- 3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている

自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- （1） 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2） 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- （3） 訂正を求める部分及び訂正の内容
- （4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- （1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第27条において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、又は訂正することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第26条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- （1） 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正請求者（開示請求者又は訂正請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、不服申立てに係る事件に関し必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第30条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（是正の申出）

第31条 何人も、自己に関する個人情報を実施機関が第7条又は第8条の規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に申し出なければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める取扱い及び是正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理をしなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により処理をしたときは、是正の申出をした者に対し、速やかに当該処理の内容（是正の申出の趣旨に沿った処理をしないときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

（手数料等）

第32条 この条例の規定に基づく請求及び申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（苦情への対応）

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

（他の制度との調整等）

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正その他これらに類するものの手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

（施行の状況の公表）

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出資法人の措置）

第37条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定

は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。
- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 8 前項に定めるもののほか、編入の日前に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。
- 10 清武町の編入の日前に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月30日条例第 2 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7 月26日
規則第37号

改正 平成17年 3 月31日規則第30号
平成21年 3 月30日規則第 9 号

平成18年 3 月31日規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第31条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書
(様式第5号)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書
(様式第6号)

(3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書
(様式第7号)

2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。

(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第11号）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第12号）

（2）個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第13号）

（3）個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第12条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第16号）により行うものとする。

（是正の申出等）

第13条 条例第31条第2項第4号の規則で定める事項は、是正の理由とする。

2 条例第31条第2項の規定による申出は、個人情報取扱是正申出書（様式第17号）により行うものとする。

3 条例第31条第5項の規定による通知は、個人情報取扱是正内容通知書（様式第18号）により行うものとする。

（費用負担）

第14条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。（公表の方法）

第15条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）個人情報の開示及び訂正の請求状況

（2）個人情報の開示決定等及び訂正決定等の状況

（3）不服申立ての件数及びその処理状況

（4）個人情報取扱いの是正の申出及びその処理の状況

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第16条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。
(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和59年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第30号）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年 3 月31日規則第 9 号）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月30日規則第 9 号）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額

公文書の写しの送付に要する費用	郵便料金相当額
備考 1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。 2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。	

様式第1号～様式第18号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年 6 月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、不服申立てに関する審議をするとき及び審査会が特に必要と認めたときは、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。